

令和5年

第4回おいらせ町議会定例会

議 案 書

青森県おいらせ町

令和5年 第4回おいらせ町議会定例会議案書 目次

議案番号	件名	頁
報告第8号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	5
報告第9号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	8
報告第10号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	11
報告第11号	専決処分の報告について（自動車破損に係る損害賠償の額の決定について）	14
議案第50号	地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	17
議案第51号	おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	19
議案第52号	おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について	31
議案第53号	おいらせ町下水道事業整備基金条例の制定について	35
議案第54号	おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	38
議案第55号	おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について	68
議案第56号	おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	70
議案第57号	おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	72
議案第58号	おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の一部を改正する条例について	74
議案第59号	おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	76
議案第60号	おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について	80
議案第61号	おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	82
議案第62号	おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について	84

議案番号	件名	頁
議案第63号	財産の無償譲渡について	92
議案第64号	令和5年度おいらせ町一般会計補正予算(第5号)について	94
議案第65号	令和5年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について	103
議案第66号	令和5年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について	106
議案第67号	令和5年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について	110
議案第68号	令和5年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算(第3号)について	113
議案第69号	令和5年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	116
議案第70号	令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算(第3号)について	119

報告第 8 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第13号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町が管理するおいらせ町立下田中学校敷地において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月6日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和5年2月2日に発生した、落雪による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(請求者) 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
全国共済農業協同組合連合会 (乙)

2 事故の概要

令和5年2月2日、午後0時30分頃、おいらせ町立蛇地内のおいらせ町立下田中学校敷地において、おいらせ町(甲)が管理する体育館からの落雪により車両の屋根等が破損した。破損した車両の損害賠償請求権を代位取得した乙から請求があったもの

3 損害賠償の額

202,618円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として202,618円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

70パーセント

報告第 9 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第14号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町が管理するおいらせ町立下田中学校敷地において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月6日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和5年2月2日に発生した、落雪による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(請求者) 東京都千代田区平河町二丁目7番9号
全国共済農業協同組合連合会(乙)

2 事故の概要

令和5年2月2日、午後0時30分頃、おいらせ町立蛇地内のおいらせ町立下田中学校敷地において、おいらせ町(甲)が管理する体育館からの落雪により車両の屋根等が破損した。破損した車両の損害賠償請求権を代位取得した乙から請求があったもの

3 損害賠償の額

210,518円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として210,518円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

70パーセント

報告第10号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和5年12月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第15号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町が管理するおいらせ町立下田中学校敷地において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月6日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和5年2月2日に発生した、落雪による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(請求者) 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目10番12号
小島智法律事務所(乙)

2 事故の概要

令和5年2月2日、午後0時30分頃、おいらせ町立蛇地内のおいらせ町立下田中学校敷地において、おいらせ町(甲)が管理する体育館からの落雪により車両の屋根等が破損した。破損した車両の損害賠償請求権を代位取得した乙から請求があったもの

3 損害賠償の額

282,567円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として282,567円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

70パーセント

報告第 1 1 号

専決処分の報告について

町の瑕疵による自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

専決第16号

自動車破損に係る損害賠償の額の決定について

町が管理するおいらせ町立下田中学校敷地において発生した自動車破損に係る損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について（平成18年9月11日おいらせ町議会議決）第1号の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年11月6日 専決

おいらせ町長 成 田 隆

処分理由

令和5年2月2日に発生した、落雪による自動車破損に係る損害賠償について、損害賠償の額が確定したため、地方自治法第180条第1項及びおいらせ町長の専決処分できる軽易な事項の指定について第1号の規定により専決処分するものである。

1 相手方

(請求者) 宮城県仙台市青葉区土樋一丁目10番12号
小島智法律事務所(乙)

2 事故の概要

令和5年2月2日、午後0時30分頃、おいらせ町立蛇地内のおいらせ町立下田中学校敷地において、おいらせ町(甲)が管理する体育館からの落雪により車両の屋根等が破損した。破損した車両の損害賠償請求権を代位取得した乙から請求があったもの

3 損害賠償の額

361,200円

4 示談の内容

甲は乙に対し、本件事故に関する一切の損害賠償として361,200円を乙指定口座に支払う。なお、本件示談のほか、甲乙間には一切の債権債務関係がないことを確認する。

5 町の過失割合

70パーセント

議案第 5 0 号

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のと
おり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、町関係条
例について所要の整理を行うため提案するものである。

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

(おいらせ町監査委員条例の一部改正)

第1条 おいらせ町監査委員条例(平成18年おいらせ町条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条及び第9条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(おいらせ町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 おいらせ町病院事業の設置等に関する条例(平成18年おいらせ町条例第147号)の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 5 1 号

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

おいらせ町公共施設の受益者負担適正化に関する基本方針の策定に伴い、関係条例について所要の整備を行うため提案するものである。

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例
の整備に関する条例

(おいらせ町公民館条例の一部改正)

第1条 おいらせ町公民館条例（平成18年おいらせ町条例第86号）
の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、
規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除する
ことができる。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第8条関係）

おいらせ町立中央公民館使用料

区分	単位	使用料
講堂	1時間	210円
大広間	1時間	210円
和室	1号（1階、2階）	1時間 210円
	2号（1階）	1時間 210円
小会議室	1時間	210円
講習室	1時間	210円
調理室	1時間	210円

別表第2（第8条関係）

おいらせ町立北公民館使用料

区分	単位	使用料
講堂	1時間	720円
会議室	1時間	210円

礼法室	1時間	210円
実習室	1時間	210円

別表第3（第8条関係）

おいらせ町立東公民館使用料

区分	単位	使用料
ホール	1時間	720円
和室A	1時間	210円
和室B	1時間	210円
小会議室	1時間	210円
調理室	1時間	210円
会議室A	1時間	210円
会議室B	1時間	210円

（おいらせ町民交流センター条例の一部改正）

第2条 おいらせ町民交流センター条例（平成18年おいらせ町条例第87号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

おいらせ町民交流センター使用料

(1時間当たり)

区分		興行に類さないもの		興行又は興行に類するもの	貸切りできない場合	
		料金徴収無し	料金徴収有り		子ども	大人
アリーナ	全面	2,350円	4,700円	17,620円	50円	100円
	半面	1,170円	2,340円	8,770円		
小ホール		3,140円	5,240円	15,710円	/	
研修室		210円	420円	420円		

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。
- 3 子どもは、中学生以下をいう。

別表第2 (第9条関係)

附属設備等使用料

区分	単位	使用料
トレーニング器具	1回	1人 100円
各種スポーツ器具	1回	1組 100円

備考 トレーニング器具利用は、中学生以上とする。ただし、中学生は保護者同伴とする。

別表第3を削る。

(おいらせ町いちょう公園体育館条例の一部改正)

第3条 おいらせ町いちょう公園体育館条例（平成18年おいらせ町条例第97号）の一部を次のように改正する。

第9条中「から別表第3まで」を「及び別表第2」に改める。

第10条を次のように改める。

（使用料の減免）

第10条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第9条関係）

体育館使用料

（1時間当たり）

区分		興行に類さないもの		興行又は興行に類するもの	貸切りできない場合	
		料金徴収無し	料金徴収有り		子ども	大人
競技場	全面	2,350円	4,700円	17,620円	50円	100円
	半面	1,170円	2,340円	8,770円		
レクリエーションホール		210円	420円	420円	/	
会議室（大）		210円	420円	420円		

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。
- 3 子どもは、中学生以下をいう。

別表第2放送装置の項を削る。

別表第3を削る。

(おいらせ町地域福祉センター条例の一部改正)

第4条 おいらせ町地域福祉センター条例（平成18年おいらせ町条例第100号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

(使用料の減免)

第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

地域福祉センター使用料

利用区分	単位	使用料
集会室	1時間	210円

(おいらせ町老人福祉センター条例の一部改正)

第5条 おいらせ町老人福祉センター条例（平成18年おいらせ町条例第107号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項を削る。

第9条を次のように改める。

(使用料の減免)

第9条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

老人福祉センター使用料

利用区分	単位	使用料
創作活動室	1時間	210円
栄養指導室	1時間	210円
教養娯楽室	1時間	210円

（おいらせ町保健福祉センター条例の一部改正）

第6条 おいらせ町保健福祉センター条例（平成18年おいらせ町条例第115号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（使用料の減免）

第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

保健福祉センター使用料

利用区分	単位	使用料
集団指導室	1時間	210円
栄養指導実習室	1時間	210円

（おいらせ町農村環境改善センター条例の一部改正）

第7条 おいらせ町農村環境改善センター条例（平成18年おいらせ町条例第124号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項を削る。

第14条を第15条とし、第10条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第9条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第10条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

おいらせ町農村環境改善センター使用料

区分	単位	使用料
多目的ホール	1時間	720円
生活実習室	1時間	210円
研修室	1時間	210円
会議室	1時間	210円

（おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例の一部改正）

第8条 おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例（平成18年おいらせ町条例第131号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（使用料の減免）

第7条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

（おいらせ町縄文の森イベント広場条例の一部改正）

第9条 おいらせ町縄文の森イベント広場条例（平成18年おいらせ町条例第133号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項を削る。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とし、第9条を第10条とする。

第8条中「前条」を「第6条」に改め、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免）

第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

広場使用料

（単位：円／1時間当たり）

区分	一般	興行	
		入場料無し	入場料有り
大屋根ゲートボール場	420	630	1,050

（おいらせ町公園条例の一部改正）

第10条 おいらせ町公園条例(平成18年おいらせ町条例第137号)の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「別表第4」の次に「から別表第10まで」を加える。

第32条を削る。

第31条に次の1項を加える。

2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

第31条を第32条とし、第26条から第30条までを1条ずつ繰り下げ、第25条の次に次の1条を加える。

（運動施設等使用料の減免）

第26条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第3 下田公園テニスコートの項を削る。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第25条関係）

いちょう公園テニスコート使用料

（貸切り）

区分		料金徴収無し		料金徴収有り
		中学生以下	一般利用	一般利用
コート	照明使用無し	160円 ／1面	470円 ／1面	940円 ／1面
	照明使用有り	410円 ／1面	780円 ／1面	1,250円 ／1面
テニス器具		100円／1回		

備考

- 1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。（テニス器具を除く。）
- 2 テニスコートのコート使用料「中学生以下」は、利用者全員が中学生以下である場合の料金とする。

別表第4の次に次の6表を加える。

別表第5（第25条関係）

いちょう公園グラウンド使用料

（貸切り）

区分		興行に類さないもの		興行又は興行に類するもの
		料金徴収無し	料金徴収有り	
グラウンド全面	照明使用無し	420円	840円	2,100円
	照明使用有り	730円	1,150円	2,410円
グラウンド半面	照明使用無し	210円	420円	1,050円
	照明使用有り	370円	580円	1,210円

備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。

別表第6（第25条関係）

いちよう公園野球場使用料

(貸切り)

区分	料金徴収無し	料金徴収有り
野球場	420円	630円

備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。

別表第7 (第25条関係)

いちよう公園ローラースケート場使用料

区分	料金徴収無し	料金徴収有り
ローラースケート場	無料	無料

別表第8 (第25条関係)

下田公園野球場使用料

(貸切り)

区分	料金徴収無し	料金徴収有り
野球場	1,050円	1,570円

備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。

別表第9 (第25条関係)

下田公園多目的グラウンド使用料

(貸切り)

区分		興行に類さないもの		興行又は 興行に類 するもの
		料金徴収無し	料金徴収有り	
グラウン ド全面	照明使用無し	420円	840円	2,100円
	照明使用有り	730円	1,150円	2,410円
グラウン ド半面	照明使用無し	210円	420円	1,050円
	照明使用有り	370円	580円	1,210円

備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。

別表第10（第25条関係）

下田公園キャンプ場使用料

区分	一般利用
キャンプ場	500円／1張／1泊

（おいらせ阿光坊古墳館条例の一部改正）

第11条 おいらせ阿光坊古墳館条例（平成28年おいらせ町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（使用料の減免）

第11条 教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

別表第2備考を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する

議案第 5 2 号

おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日から、おいらせ町下水道事業の地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の財務適用が施行されることに伴い、町の運用について新たに条例を制定するとともに、関係条例を改正するため提案するものである。

おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例

(下水道事業の設置)

第1条 都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第3条 下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 公共下水道事業の排水区域は、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項に規定する事業計画に定められた区域とする。

3 農業集落排水処理施設の名称、位置及び処理区域は、次のとおりとする。

名称	位置	処理区域
おいらせ町古間木山地区農業集落排水処理施設	おいらせ町若葉九丁目 140番地55	緑ヶ丘、若葉、青葉及び住吉地内

(重要な資産の取得及び処分)

第4条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権

の買入れ若しくは譲渡とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(会計事務及び決算の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定により、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるもの及び決算に係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1) 公金の収納又は支払に関する事務

(2) 公金の保管に関する事務

(議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等)

第7条 下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定により条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が50万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が20万円以上のものとする。

(業務状況説明書類の作成)

第8条 町長は、下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定により、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに作成しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

- (1) 事業の概況
- (2) 経理の状況
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に規定する期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかつた場合においては、町長は、できるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(おいらせ町特別会計条例の一部改正)

2 おいらせ町特別会計条例（平成18年おいらせ町条例第51号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とする。

(おいらせ町農業集落排水処理施設条例の一部改正)

3 おいらせ町農業集落排水処理施設条例（平成18年おいらせ町条例第141号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、農業集落における生活環境の整備及び農地等に係る水質保全を図るため」及び「を設置し、法令その他特別の定めのあるもののほか、施設」を削り、「使用に関し」の次に「、法令その他特別の定めのあるもののほか、」を加える。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表を削る。

議案第 5 3 号

おいらせ町下水道事業整備基金条例の制定について

おいらせ町下水道事業整備基金条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

令和 6 年 4 月 1 日から、おいらせ町下水道事業の地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）の財務適用が施行されることに伴い、下水道事業に係る基金について新たに条例を制定するとともに、関係条例を廃止するため提案するものである。

おいらせ町下水道事業整備基金条例

(設置)

第1条 おいらせ町下水道事業の整備に要する経費の財源に充てるため、おいらせ町下水道事業整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第2条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の下水道事業会計予算（以下「予算」という。）で定める額の範囲内の額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を下水道事業の業務に係る現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、経済事情の変動等により財源が不足する場合において、事業の経費及び地方債の償還の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(おいらせ町公共下水道事業整備基金条例等の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) おいらせ町公共下水道事業整備基金条例（平成18年おいらせ町条例第75号）
 - (2) おいらせ町農業集落排水事業整備基金条例（平成18年おいらせ町条例第76号）
(経過措置)
- 3 この条例の施行の日の前日までに、おいらせ町公共下水道事業整備基金条例又はおいらせ町農業集落排水事業整備基金条例の規定により積み立てられた現金、有価証券その他の財産は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

議案第 5 4 号

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 4 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて、町一般職職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改め、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため提案するものである。

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年おいらせ町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の120」の次に「、12月に支給する場合には100分の125」を加え、同条第3項中「100分の67.5」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を加える。

第29条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の95」の次に「、12月に支給する場合には100分の100」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の45」の次に「、12月に支給する場合には100分の47.5」を加える。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500

7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800

34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700

61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	

88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000
94		295,900	343,600	382,500	
95		296,200	344,100	382,900	
96		296,600	344,500	383,300	
97		296,800	344,700	383,600	
98		297,100	345,100	384,100	
99		297,500	345,500	384,500	
100		297,900	345,800	384,900	
101		298,100	346,100	385,200	
102		298,400	346,500		
103		298,800	346,900		
104		299,100	347,300		
105		299,300	347,800		
106		299,600	348,200		
107		300,000	348,600		
108		300,300	349,000		
109		300,500	349,500		
110		300,900	349,900		
111		301,300	350,200		
112		301,600	350,500		
113		301,800	351,000		
114		302,000			

	115		302,300				
	116		302,700				
	117		302,900				
	118		303,100				
	119		303,400				
	120		303,700				
	121		304,100				
	122		304,300				
	123		304,600				
	124		304,900				
	125		305,200				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円
		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	264,700	346,600	406,900	474,700
短時間	2	267,200	349,600	409,600	477,000
勤務職	3	269,600	352,400	412,100	479,200
員以外	4	272,000	355,300	414,700	481,500

の職員	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500

32	359,600	422,600	475,300	535,300
33	361,500	424,500	477,100	536,900
34	363,700	426,000	479,200	538,700
35	365,800	427,800	481,300	540,400
36	367,800	429,600	483,300	542,100
37	369,700	431,500	485,400	543,700
38	371,900	433,500	487,100	545,300
39	374,000	435,300	488,900	546,700
40	376,000	437,200	490,700	548,300
41	378,000	439,000	492,300	549,800
42	378,700	440,700	494,100	551,200
43	379,300	442,400	495,900	552,600
44	380,000	444,200	497,500	553,900
45	380,900	446,000	498,900	555,100
46	382,200	447,800	500,600	556,100
47	383,500	449,500	502,400	557,100
48	384,800	451,200	504,100	558,100
49	385,600	452,800	505,600	559,100
50	386,400	454,500	506,900	560,000
51	387,200	456,200	508,200	560,900
52	387,700	457,900	509,500	561,800
53	388,500	459,800	510,500	562,600
54	389,300	461,000	511,800	563,500
55	390,000	462,200	513,100	564,400
56	390,700	463,400	514,400	565,300
57	391,400	464,400	515,400	566,200
58	392,300	465,400	516,200	567,100

59	393,000	466,300	517,000	568,000
60	393,600	467,100	517,800	568,700
61	394,100	467,900	518,700	569,600
62	394,600	468,600	519,500	570,500
63	395,000	469,300	520,400	571,400
64	395,400	469,900	521,200	572,300
65	395,700	470,600	522,100	573,200
66		471,300	523,000	
67		471,900	523,700	
68		472,500	524,600	
69		472,800	525,500	
70		473,400	526,300	
71		474,100	527,200	
72		474,800	528,100	
73		475,200	528,900	
74		475,800	529,800	
75		476,500	530,700	
76		477,200	531,400	
77		477,600	532,200	
78		478,200	533,100	
79		478,800	534,000	
80		479,300	534,900	
81		479,900	535,700	
82		480,400	536,600	
83		480,900	537,500	
84		481,400	538,400	
85		481,800	539,200	

	86		482,400	540,100	
	87		482,800	541,000	
	88		483,300	541,900	
	89		483,800	542,700	
	90		484,400		
	91		485,000		
	92		485,400		
	93		485,900		
	94		486,500		
	95		487,100		
	96		487,600		
	97		488,100		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 297,300	基準給料 月額 円 339,700	基準給料 月額 円 394,300	基準給料 月額 円 467,400

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

医療職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
短時間	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
勤務職	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200

員以外 の職員	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800
	14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700
	15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700
	16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500
	17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300
	18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200
	19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100
	20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900
	21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700
	22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600
	23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	

31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100

58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000

85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400
86		290,700	326,500	347,300	388,900
87		290,900	326,700	347,600	389,300
88		291,100	327,000	347,900	389,700
89		291,500	327,400	348,300	390,100
90		291,700	327,800	348,600	390,600
91		291,900	328,200	349,000	391,000
92		292,100	328,600	349,300	391,400
93		292,500	328,900	349,700	391,800
94		292,700	329,100	350,000	
95		292,900	329,500	350,300	
96		293,200	329,800	350,600	
97		293,500	330,000	350,900	
98		293,700	330,300	351,300	
99		293,900	330,600	351,700	
100		294,200	330,900	352,100	
101		294,500	331,100	352,600	
102		294,700	331,400	353,000	
103		294,900	331,800	353,400	
104		295,200	332,000	353,800	
105		295,500	332,200	354,300	
106			332,400		
107			332,800		
108			333,000		
109			333,200		
110			333,600		
111			334,000		

	112			334,400		
	113			334,600		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 189,700	基準給料 月額 円 216,300	基準給料 月額 円 244,500	基準給料 月額 円 257,900	基準給料 月額 円 283,100

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表（3）

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400

14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000
15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600
16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200
17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700
18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200
19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700
20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100
21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500
22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900
23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400
24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800
25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200
26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600
27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000
28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400
29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500
30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000
31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400
32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900
33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400
34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100

41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200

68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	

95	284,700	317,200	350,100	367,900
96	285,600	317,800	350,700	368,200
97	286,200	318,300	351,100	368,800
98	286,800	318,600	351,500	369,300
99	287,400	319,200	352,000	369,800
100	288,300	319,800	352,400	370,300
101	289,100	320,200	352,900	370,900
102	289,900	320,800	353,300	371,400
103	290,700	321,400	353,800	371,900
104	291,500	321,900	354,200	372,300
105	292,100	322,300	354,500	372,900
106	292,600	322,800	355,000	373,400
107	293,100	323,300	355,400	373,900
108	293,500	323,800	355,700	374,400
109	293,700	324,200	356,200	375,000
110	294,000	324,600	356,700	375,400
111	294,200	324,900	357,200	375,900
112	294,500	325,200	357,700	376,400
113	294,800	325,500	358,200	377,000
114	295,000	325,900	358,700	
115	295,300	326,300	359,200	
116	295,500	326,600	359,600	
117	295,800	326,800	360,000	
118	296,100	327,100	360,400	
119	296,400	327,500	360,900	
120	296,700	327,700	361,400	
121	297,000	327,900	361,800	

122	297,400	328,200	362,300
123	297,700	328,500	362,800
124	298,100	328,800	363,300
125	298,300	329,000	363,600
126	298,500	329,300	
127	298,800	329,700	
128	299,200	329,900	
129	299,400	330,100	
130	299,700	330,300	
131	300,100	330,700	
132	300,500	330,900	
133	300,700	331,200	
134	301,000	331,600	
135	301,400	332,000	
136	301,700	332,400	
137	301,900	332,700	
138	302,200	333,100	
139	302,600	333,500	
140	302,900	333,900	
141	303,100	334,200	
142	303,500	334,600	
143	303,900	334,900	
144	304,200	335,300	
145	304,400	335,600	
146	304,600	336,000	
147	304,900	336,400	
148	305,300	336,800	

	149	305,500	337,100			
	150	305,700	337,500			
	151	306,000	337,900			
	152	306,300	338,300			
	153	306,700	338,600			
	154	306,900				
	155	307,100				
	156	307,400				
	157	307,700				
	158	308,000				
	159	308,300				
	160	308,600				
	161	309,000				
	162	309,300				
	163	309,600				
	164	309,900				
	165	310,300				
	166	310,600				
	167	310,900				
	168	311,200				
	169	311,600				
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職		236,100	256,400	263,600	273,800	290,100
員						

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円
再任用	1	177,200	193,400	303,200	408,500
短時間	2	178,700	195,500	305,800	410,000
勤務職 員以外 の職員	3	180,300	197,600	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	345,600	435,500

22	217,300	233,300	347,200	436,700
23	218,800	235,000	348,800	438,000
24	220,300	236,600	350,300	439,300
25	221,800	238,100	351,800	440,600
26	222,900	240,100	353,600	441,800
27	224,000	242,000	355,300	442,800
28	225,200	243,900	357,000	443,900
29	226,700	245,600	358,600	445,100
30	228,200	248,000	360,200	445,900
31	229,700	250,400	361,800	446,700
32	231,200	252,800	363,300	447,600
33	232,500	255,200	364,600	448,500
34	234,100	257,600	366,100	449,000
35	235,800	259,900	367,600	449,500
36	237,200	262,100	369,300	450,000
37	238,500	264,300	371,000	450,500
38	239,900	266,500	372,500	
39	241,300	268,900	373,800	
40	242,700	271,000	375,200	
41	244,000	273,300	376,300	
42	245,300	275,600	377,700	
43	246,500	277,800	379,100	
44	247,800	279,900	380,600	
45	249,100	282,000	382,000	
46	250,400	284,200	383,600	
47	251,600	286,300	385,100	
48	252,700	288,200	386,600	

49	253,800	290,300	387,900
50	255,100	292,000	389,400
51	256,400	293,800	390,800
52	257,400	295,500	392,100
53	258,500	296,800	393,300
54	259,900	298,800	394,600
55	260,900	300,700	395,700
56	261,900	302,700	396,800
57	262,900	304,700	398,000
58	263,900	306,800	399,200
59	264,900	309,000	400,400
60	265,900	311,200	401,600
61	266,800	313,300	402,700
62	267,500	315,600	403,700
63	268,200	317,800	405,000
64	268,800	319,900	406,200
65	269,500	322,000	407,400
66	270,700	323,500	408,500
67	271,800	325,000	409,600
68	272,900	326,500	410,700
69	274,200	328,200	411,700
70	275,600	330,200	412,900
71	276,800	332,200	414,100
72	278,000	334,100	415,300
73	278,800	335,900	415,900
74	279,700	337,900	416,700
75	280,700	339,800	417,400

76	281,700	341,700	417,900
77	282,600	343,400	418,200
78	283,600	345,200	418,600
79	284,700	346,900	419,000
80	285,500	348,600	419,400
81	286,300	350,400	419,700
82	287,100	352,100	420,100
83	287,900	353,500	420,500
84	288,700	355,100	420,800
85	289,600	356,300	421,100
86	290,400	357,900	421,500
87	291,100	359,400	421,900
88	291,900	360,900	422,200
89	292,800	362,200	422,500
90	293,700	363,500	422,800
91	294,600	364,800	423,100
92	295,300	366,200	423,300
93	295,600	367,600	423,500
94	296,300	368,900	
95	297,000	370,100	
96	297,700	371,200	
97	298,400	372,200	
98	299,200	373,200	
99	300,000	374,200	
100	300,700	375,100	
101	301,400	375,900	
102	301,800	376,900	

103	302,200	377,800
104	302,600	378,700
105	302,800	379,500
106	303,100	380,400
107	303,400	381,300
108	303,600	382,200
109	303,800	383,000
110	304,000	384,000
111	304,300	384,900
112	304,600	385,800
113	304,800	386,400
114	305,000	387,300
115	305,200	388,200
116	305,500	389,100
117	305,800	389,900
118	306,000	390,600
119	306,300	391,400
120	306,600	392,200
121	306,800	392,800
122	307,000	393,600
123	307,200	394,300
124	307,500	395,000
125	307,800	395,600
126		396,300
127		396,800
128		397,400
129		398,100

	130		398,700		
	131		399,200		
	132		399,700		
	133		400,000		
	134		400,300		
	135		400,600		
	136		400,900		
	137		401,200		
	138		401,500		
	139		401,800		
	140		402,100		
	141		402,400		
	142		402,700		
	143		403,000		
	144		403,300		
	145		403,500		
	146		403,800		
	147		404,100		
	148		404,300		
	149		404,500		
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料 月額 円 226,200	基準給料 月額 円 272,100	基準給料 月額 円 325,500	基準給料 月額 円 406,600

備考

(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で市町村立の小学校又は中学校の

校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。

- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」と、「100分の125」とあるのは「100分の70」を「100分の68.75」に改める。

第29条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100」を「100分の97.5」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の46.25」に改める。

第31条の2及び第31条の3中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(令和5年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 3 令和5年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権

衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(おいらせ町職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 6 おいらせ町職員の育児休業等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を削る。

議案第 5 5 号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成 1 8 年おいらせ
町条例第 4 1 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う町一般職職員の期末手当及び勤勉
手当支給割合の改定に鑑みて、町長、副町長及び教育長の期末手当の支
給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の120」を「100分の125」に、「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の122.5」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 56 号

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町特別職の期末手当支給割合の改定に準じて、町議会議員の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第37号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前のおいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 57 号

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

職員の特殊勤務手当のうち、防疫等作業手当について、県の取り扱いに準じ、家畜伝染病の防疫作業において心身に著しい負担を与えると認められる作業に従事した場合の支給限度額を引き上げるため、提案するものである。

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例（平成18年おいらせ町条例第46号）の一部を次のように改正する。

第2条中「防疫等作業手当」を「感染症等防疫作業手当」に改める。

第3条の見出しを「(感染症等防疫作業手当)」に改め、同条第1項を次のように改める。

感染症等防疫作業手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に定める感染症及び町長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。
- (2) 職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。

第3条第2項中「210円とする」を「600円の範囲内で規則で定める」に改める。

附則第3項（見出しを含む。）中「防疫等作業手当」を「感染症等防疫作業手当」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 58 号

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の一部を改正する条例について

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例（令和3年おいらせ町条例第1号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

本条例による制度が令和6年3月31日をもって失効することから、その効力を3年間延長し、引き続き定住助成金を交付するため提案するものである。

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例の
一部を改正する条例

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例（令和
3年おいらせ町条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改
める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 59 号

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

おいらせ町国民健康保険税条例(平成18年おいらせ町条例第56号)の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による、国民健康保険法及び地方税法の一部改正等に伴い、産前産後期間における保険税の減額制度が創設され、令和6年1月1日から施行となることから、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

おいらせ町国民健康保険税条例(平成18年おいらせ町条例第56号)の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「(昭和25年政令第245号)の次に「。以下「令」という。」を加える。

第18条第1項中「(昭和29年総理府令第23号)の次に「。以下「施行規則」という。」を加える。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者(以下「出産被保険者」という。)が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の出産の予定日(施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。)の属する月(以下「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額(第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)の $\frac{1}{2}$ の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の2第2項第1号中「及び」の次に「個人番号（）」を、「個人番号」の次に「をいう。以下同じ。」を加える。

第24条の3の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のおいらせ町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第60号

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例について

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年12月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）の改正に伴い、コンビニ交付サービスにおけるスマートフォン用電子証明書の利用による印鑑登録証明書の交付に対応するため、提案するものである。

おいらせ町印鑑条例の一部を改正する条例

おいらせ町印鑑条例（平成18年おいらせ町条例第12号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 1 号

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について

おいらせ町子ども医療費助成条例（平成 2 3 年おいらせ町条例第 2 号）
の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

子ども医療費の給付対象者について、対象年齢を中学校卒業までと
していたものを、令和 6 年 4 月診療分より高校卒業相当年齢まで拡充
するため提案するものである。

おいらせ町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

おいらせ町子ども医療費助成条例（平成23年おいらせ町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「15歳に達する日後」を「18歳に達する日以後」に改め、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、子どもに保護者がいない場合は、当該子ども本人をいう。

第7条第2項中「及び前条第3号に規定する子ども医療費」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 2 号

おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について

おいらせ町道路占用料徴収条例（平成 1 8 年おいらせ町条例第 1 4 3 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）及び道路法施行令（昭和 2 7 年政令第 4 7 9 号）の一部改正に伴い、道路占用料に係る所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

おいらせ町道路占用料徴収条例（平成18年おいらせ町条例第143号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870
その他のもの	占用面積1平方	850	

				メートルにつ き1年	
法第32条第 1項第2号に 掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの			長さ1メートル につき1年	18
	外径が0.07メートル以上0.1メー トル未満のもの				26
	外径が0.1メートル以上0.15メー トル未満のもの				38
	外径が0.15メートル以上0.2メー トル未満のもの				51
	外径が0.2メートル以上0.3メー トル未満のもの				77
	外径が0.3メートル以上0.4メー トル未満のもの				100
	外径が0.4メートル以上0.7メー トル未満のもの				180
	外径が0.7メートル以上1.0メー トル未満のもの				260
	外径が1.0メートル以上のもの				510
法第32条第 1項第3号に 掲げる施設	自動 運行 補助 施設	法第2条第2項 第5号に規定 する自動運行 装置による検 知の対象とし て設置する導 線その他の線 類	地下に設ける もの その他のもの	長さ1メートル につき1年	3 9

	道路の構造又は交通の状況 を表示する標示柱その他の 柱類		1本につき1年		680
	その他のもの	上空に設ける もの	占用面積1平方 メートルにつ き1年		430
		地下に設ける もの			260
	その他のもの				850
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方		850
法第32条第 1項第5号に 掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のも の	メートルにつ き1年	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のも の		Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上 のもの		Aに0.007を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				430
地下に設ける通路			260		
その他のもの			850		
法第32条第 1項第6号に 掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際 し、一時的に設けるもの		占用面積1平方 メートルにつ き1日		9
	その他のもの		占用面積1平方 メートルにつ き1箇月		87
令第7条第1 号に掲げる 物件	看板（アーチであ るものを除く。）	一時的に設け るもの	表示面積1平方 メートルにつ き1箇月		87

	その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
標識		1本につき1年	680
旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
	その他のもの	1本につき1箇月	87
幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1箇月	87
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	870
	その他のもの		430
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方	850
令第7条第3号に掲げる施設		メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつ	87
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		き1箇月	85

令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		専用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額

令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第14号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて得た額

備考

- 1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第479号）をいう。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により当町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。
- 7 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01

メートルとして計算するものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 6 3 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、別紙のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

町が二川目地区及び豊栄地区に整備した光ファイバケーブル設備及び付属設備を、東日本電信電話株式会社宮城事業部に無償譲渡するため、提案するものである。

別紙

1 譲渡する財産

(設備) おいらせ町地域情報通信基盤整備事業で構築した光ファイバケーブル設備及び附属設備

(地区) おいらせ町二川目地区及び豊栄地区

2 譲渡の相手方

宮城県仙台市若林区五橋三丁目2番1号

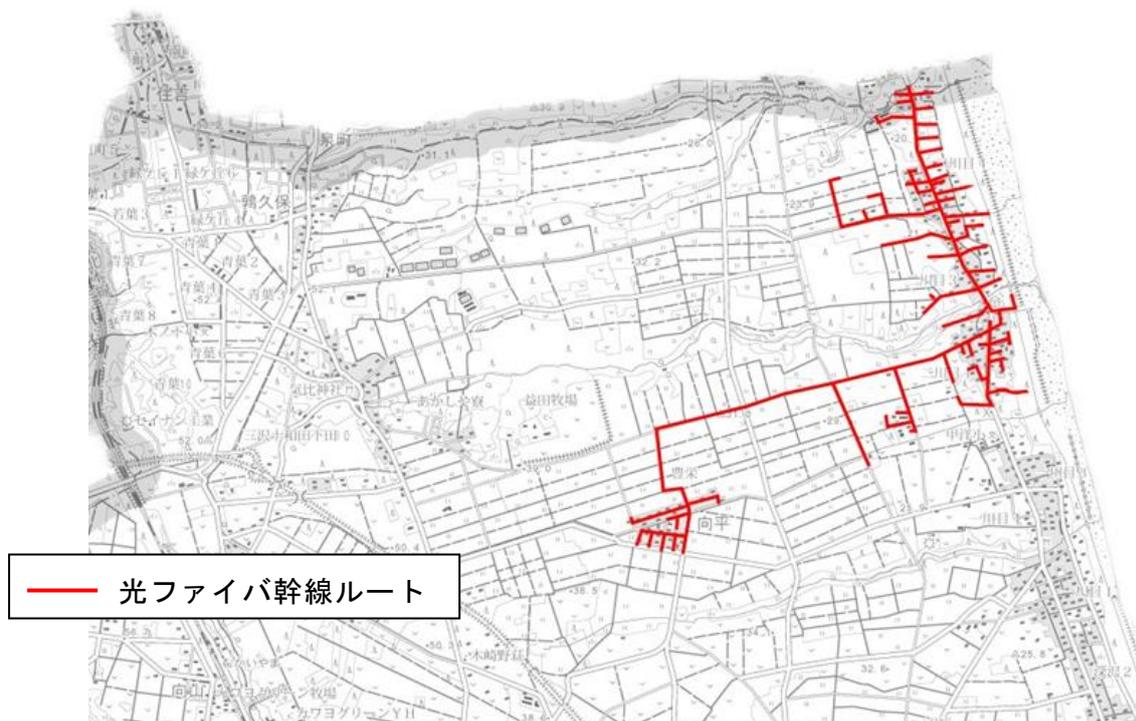
東日本電信電話株式会社 宮城事業部

執行役員 宮城事業部長 須藤 博史

3 譲渡の予定時期

令和6年3月31日

4 位置図



議案第64号

令和5年度おいらせ町一般会計補正予算（第5号）について

令和5年度おいらせ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ412,498千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,603,754千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の追加及び廃止は、「第2表継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加は、「第4表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の追加は、「第5表地方債補正」による。

令和5年12月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 町 税		2,701,674	34,675	2,736,349
	4 町たばこ税	203,177	34,675	237,852
14 使用料及び手数料		78,533	222	78,755
	1 使用料	64,446	222	64,668
15 国庫支出金		1,832,144	127,856	1,960,000
	1 国庫負担金	1,341,566	54,646	1,396,212
	2 国庫補助金	484,920	73,209	558,129
	3 国庫委託金	5,658	1	5,659
16 県支出金		1,376,461	46,928	1,423,389
	1 県負担金	684,599	31,448	716,047
	2 県補助金	625,971	15,369	641,340
	3 県委託金	65,891	111	66,002
17 財産収入		39,728	242	39,970
	1 財産運用収入	13,514	242	13,756
19 繰入金		315,497	168,953	484,450
	2 基金繰入金	306,940	168,953	475,893
21 諸収入		71,126	922	72,048
	5 雑入	61,289	922	62,211
22 町 債		273,221	32,700	305,921
	1 町 債	273,221	32,700	305,921

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	11,191,256	412,498	11,603,754

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		107,971	174	108,145
	1 議会費	107,971	174	108,145
2 総務費		1,455,140	31,113	1,486,253
	1 総務管理費	603,119	20,747	623,866
	2 企画費	535,857	4,139	539,996
	3 徴税費	168,121	△28	168,093
	4 戸籍住民登録費	88,171	6,870	95,041
	5 選挙費	57,459	△725	56,734
	6 統計調査費	1,377	110	1,487
3 民生費		4,074,659	154,866	4,229,525
	1 社会福祉費	1,917,915	90,891	2,008,806
	2 児童福祉費	2,156,722	63,975	2,220,697
4 衛生費		978,960	22,688	1,001,648
	1 保健衛生費	463,545	22,688	486,233
5 労働費		456	27	483
	1 労働諸費	456	27	483
6 農林水産業費		316,861	2,625	319,486
	1 農業費	297,869	3,084	300,953
	2 林業費	3,425	△496	2,929
	3 水産業費	15,567	37	15,604

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商工費		121,563	1,742	123,305
	1 商工費	121,563	1,742	123,305
8 土木費		1,470,780	29,800	1,500,580
	1 土木管理費	88,153	661	88,814
	2 道路橋りょう費	694,083	21,130	715,213
	3 都市計画費	679,041	8,009	687,050
9 消防費		457,006	98,169	555,175
	1 消防費	457,006	98,169	555,175
10 教育費		1,161,910	71,294	1,233,204
	1 教育総務費	177,893	1,249	179,142
	2 小学校費	157,824	16,703	174,527
	3 中学校費	148,849	4,253	153,102
	4 社会教育費	237,342	36,142	273,484
	5 保健体育費	440,002	12,947	452,949
歳出	合計	11,191,256	412,498	11,603,754

第2表 継続費補正

追加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	こども計画策定事業	7,239 千円	令和5年度	1,457 千円
				令和6年度	5,782

廃止

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	子ども子育て支援事業計画策定事業	6,534 千円	令和5年度	3,142 千円
				令和6年度	3,392

第3表 繰越明許費補正

追加

款	項	事業名	金額
			千円
2 総務費	4 戸籍住民登録費	住民基本台帳システム等改修事業	9,185
9 消防費	1 消防費	防災行政無線親局等更新事業	94,529
10 教育費	4 社会教育費	北公民館外構整備事業	31,779

第4表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報印刷製本業務委託料	令和6年度	2,113
広報おいらせ編集及び印刷製本業務委託料	令和6年度	9,936
財務書類作成支援等業務委託料	令和6年度	1,500
町税関係帳票等印刷製本業務委託料	令和6年度	3,724
納税通知書関係印刷製本業務委託料	令和6年度	11,677
町道維持補修工事費	令和6年度	69,000
防災行政無線戸別受信機設置等業務委託料	令和6年度	2,536
学校プール監視業務委託料	令和6年度	939
学校ガラス清掃業務委託料	令和6年度	2,639

第5表 地方債補正

追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災行政無線親局等更新事業 (緊急防災・減災事業)	千円 28,800	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
いちょう公園テニスコート改修事業 (適正管理推進事業)	2,800			
下田公園テニスコート解体事業 (適正管理推進事業)	1,100			

議案第 6 5 号

令和 5 年度おいらせ町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について

令和 5 年度おいらせ町の国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 0, 5 1 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 2 7 5, 4 7 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		1,493,996	17,898	1,511,894
	1 県補助金	1,493,996	17,898	1,511,894
5 繰入金		228,586	2,525	231,111
	1 一般会計繰入金	228,586	△4,544	224,042
	2 基金繰入金	0	7,069	7,069
8 国庫支出金		0	95	95
	1 国庫補助金	0	95	95
歳入合計		2,254,957	20,518	2,275,475

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,507	3,158	51,665
	1 総務管理費	42,875	47	42,922
	2 徴税費	5,123	3,111	8,234
2 保険給付費		1,455,094	17,900	1,472,994
	1 療養諸費	1,274,914	5,000	1,279,914
	2 高額療養費	170,254	12,900	183,154
	4 出産育児一時金	7,486	0	7,486
3 国民健康保険事業費納付金		691,137	0	691,137
	1 医療給付費分	453,676	0	453,676
5 保健事業費		38,641	△195	38,446
	1 特定健康診査等事業費	22,180	△199	21,981
	3 特別総合保健施設事業費	229	4	233
6 基金積立金		677	△669	8
	1 基金積立金	677	△669	8
7 諸支出金		18,900	324	19,224
	1 償還金及び還付加算金	15,705	324	16,029
歳 出 合 計		2,254,957	20,518	2,275,475

議案第 6 6 号

令和 5 年度おいらせ町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
について

令和 5 年度おいらせ町の公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 2 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 0 5 3, 8 2 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		2,650	382	3,032
	2 負担金	2,648	382	3,030
4 繰入金		602,319	7,939	610,258
	1 一般会計繰入金	602,319	7,939	610,258
7 町債		230,500	△6,500	224,000
	1 町債	230,500	△6,500	224,000
歳入	合計	1,052,000	1,821	1,053,821

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		237,589	423	238,012
	1 総務管理費	237,589	423	238,012
2 事業費		125,916	772	126,688
	1 建設事業費	125,916	772	126,688
3 公債費		687,495	626	688,121
	1 公債費	687,495	626	688,121
歳 出	合 計	1,052,000	1,821	1,053,821

第2表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	千円 14,800	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 12,800	証書借入	年3.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	143,500				139,000			

議案第 6 7 号

令和 5 年度おいらせ町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度おいらせ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 0, 9 5 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		68,091	984	69,075
	1 一般会計繰入金	68,091	984	69,075
歳入	合計	139,966	984	140,950

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		53,028	924	53,952
	1 総務管理費	53,028	924	53,952
3 公債費		78,708	60	78,768
	1 公債費	78,708	60	78,768
歳 出 合 計		139,966	984	140,950

議案第 6 8 号

令和 5 年度おいらせ町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

令和 5 年度おいらせ町の介護保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3, 2 2 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 5 2 0, 9 0 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		487,007	789	487,796
	2 国庫補助金	84,805	789	85,594
4 支払基金交付金		603,867	146	604,013
	1 支払基金交付金	603,867	146	604,013
5 県支出金		316,763	186	316,949
	2 県補助金	11,652	186	11,838
7 繰入金		427,275	2,105	429,380
	1 一般会計繰入金	427,275	2,105	429,380
歳入	合計	2,517,676	3,226	2,520,902

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		225,371	2,335	227,706
	1 総務管理費	204,595	2,249	206,844
	2 徴収費	3,139	30	3,169
	3 介護認定審査会費	13,468	56	13,524
3 地域支援事業費		89,931	1,159	91,090
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	54,803	363	55,166
	2 一般介護予防事業費	15,536	544	16,080
	4 介護予防支援事業費	8,969	252	9,221
4 基金積立金		25,594	△288	25,326
	1 基金積立金	25,594	△288	25,326
歳 出	合 計	2,517,676	3,226	2,520,902

議案第 6 9 号

令和 5 年度おいらせ町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)
について

令和 5 年度おいらせ町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 7 8, 4 0 5 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 7 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		81,146	△4	81,142
	1 一般会計繰入金	81,146	△4	81,142
歳入	合計	278,409	△4	278,405

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		11,203	△4	11,199
	1 総務管理費	9,353	△4	9,349
歳 出	合 計	278,409	△4	278,405

議案第70号

令和5年度おいらせ町病院事業会計補正予算（第3号）について

第1条 令和5年度おいらせ町病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条 令和5年度おいらせ町病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収 入		
第1款 事業収益	1,123,495 千円	△13,623 千円	1,109,872 千円
第1項 医業収益	993,593 千円	△13,623 千円	979,970 千円
	支 出		
第1款 事業費用	1,123,495 千円	△13,623 千円	1,109,872 千円
第1項 医業費用	1,114,827 千円	△13,623 千円	1,101,204 千円

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
（1）職員給与費	556,745 千円	△18,925 千円	537,820 千円

令和5年12月7日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

令和5年 第4回おいらせ町議会定例会議案書 添付参考資料

No.	内 容	頁
1	<p>地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</p> <p>議案第50号関係</p> <p>(1) おいらせ町監査委員条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(2) おいらせ町病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	122
2	<p>おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</p> <p>議案第51号関係</p> <p>(1) おいらせ町公民館条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(2) おいらせ町民交流センター条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(3) おいらせ町いちょう公園体育館条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(4) おいらせ町地域福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(5) おいらせ町老人福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(6) おいらせ町保健福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(7) おいらせ町農村環境改善センター条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(8) おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(9) おいらせ町縄文の森イベント広場条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(10) おいらせ町公園条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(11) おいらせ阿光坊古墳館条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	123
3	<p>おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について</p> <p>議案第52号関係</p> <p>(1) おいらせ町特別会計条例 新旧対照表 (抜粋)</p> <p>(2) おいらせ町農業集落排水処理施設条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	139
4	<p>おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第54号関係</p> <p>(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第1条関係</p> <p>(2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第2条関係</p> <p>(3) おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)</p>	140
5	<p>おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第55号関係</p> <p>(1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第1条関係</p> <p>(2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第2条関係</p>	163
6	<p>おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>議案第56号関係</p> <p>(1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第1条関係</p>	164

No.	内 容	頁
	(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第2条関係	
7	議案第57号関係 おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)	165
8	議案第58号関係 おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例 新旧対照表 (抜粋)	167
9	議案第59号関係 おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)	168
10	議案第60号関係 おいらせ町印鑑条例 新旧対照表 (抜粋)	172
11	議案第61号関係 おいらせ町子ども医療費助成条例 新旧対照表 (抜粋)	173
12	議案第62号関係 おいらせ町道路占用料徴収条例 新旧対照表 (抜粋)	175

1 議案第50号関係

地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

(1) おいらせ町監査委員条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(請求又は要求等に基づく監査又は審査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び第243条の2の8第3項の規定による監査又は審査の請求又は要求があったときは、その翌日から起算して20日以内に監査又は審査に着手しなければならない。</p>	<p>(請求又は要求等に基づく監査又は審査)</p> <p>第4条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項及び第243条の2の2第3項の規定による監査又は審査の請求又は要求があったときは、その翌日から起算して20日以内に監査又は審査に着手しなければならない。</p>
<p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第9条 法第243条の2の8第3項の規定による監査を求められたときは、20日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。</p>	<p>(職員の賠償責任の監査)</p> <p>第9条 法第243条の2の2第3項の規定による監査を求められたときは、20日以内に意見を付けて町長に回付しなければならない。</p>

(2) おいらせ町病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。</p>

2 議案第51号関係

おいらせ町公共施設使用料及び減免基準の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(1) おいらせ町公民館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現行																																																											
<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 <u>教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>			<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 <u>教育委員会は、公益上特に必要があると認められたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>																																																											
<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p><u>おいらせ町立中央公民館使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>1号(1階、2階)</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>2号(1階)</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	使用料	講堂	1時間	210円	大広間	1時間	210円	和室	1号(1階、2階)	1時間	210円	2号(1階)	1時間	210円	小会議室	1時間	210円	講習室	1時間	210円	調理室	1時間	210円	<p>別表第1 (第8条関係)</p> <p><u>おいらせ町立中央公民館使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">和室</td> <td>1号(1階、2階)</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>2号(1階)</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>講習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>調理室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷暖房料</td> <td>講堂・大広間</td> <td>1時間</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</u></p>			区分	単位	使用料	講堂	1時間	630円	大広間	1時間	630円	和室	1号(1階、2階)	1時間	210円	2号(1階)	1時間	210円	小会議室	1時間	210円	講習室	1時間	210円	調理室	1時間	210円	冷暖房料	講堂・大広間	1時間	420円	その他	1時間	100円
区分	単位	使用料																																																												
講堂	1時間	210円																																																												
大広間	1時間	210円																																																												
和室	1号(1階、2階)	1時間	210円																																																											
	2号(1階)	1時間	210円																																																											
小会議室	1時間	210円																																																												
講習室	1時間	210円																																																												
調理室	1時間	210円																																																												
区分	単位	使用料																																																												
講堂	1時間	630円																																																												
大広間	1時間	630円																																																												
和室	1号(1階、2階)	1時間	210円																																																											
	2号(1階)	1時間	210円																																																											
小会議室	1時間	210円																																																												
講習室	1時間	210円																																																												
調理室	1時間	210円																																																												
冷暖房料	講堂・大広間	1時間	420円																																																											
	その他	1時間	100円																																																											
<p>別表第2 (第8条関係)</p> <p><u>おいらせ町立北公民館使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>礼法室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	単位	使用料	講堂	1時間	720円	会議室	1時間	210円	礼法室	1時間	210円	実習室	1時間	210円	<p>別表第2 (第8条関係)</p> <p><u>おいらせ町立北公民館使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>礼法室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>実習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冷暖房料</td> <td>講堂</td> <td>1時間</td> <td>420円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1時間</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</u></p>			区分	単位	使用料	講堂	1時間	630円	会議室	1時間	210円	礼法室	1時間	210円	実習室	1時間	210円	冷暖房料	講堂	1時間	420円	その他	1時間	100円																				
区分	単位	使用料																																																												
講堂	1時間	720円																																																												
会議室	1時間	210円																																																												
礼法室	1時間	210円																																																												
実習室	1時間	210円																																																												
区分	単位	使用料																																																												
講堂	1時間	630円																																																												
会議室	1時間	210円																																																												
礼法室	1時間	210円																																																												
実習室	1時間	210円																																																												
冷暖房料	講堂	1時間	420円																																																											
	その他	1時間	100円																																																											

改正案			現行		
別表第3（第8条関係） <u>おいらせ町立東公民館使用料</u>			別表第3（第8条関係） <u>おいらせ町立東公民館使用料</u>		
<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>
<u>ホール</u>	<u>1時間</u>	<u>720円</u>	<u>ホール</u>	<u>1時間</u>	<u>630円</u>
<u>和室A</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>和室A</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>
<u>和室B</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>和室B</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>
<u>小会議室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>小会議室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>
<u>調理室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>調理室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>
<u>会議室A</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>会議室A</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>
<u>会議室B</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>会議室B</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>
			<u>冷暖房料</u>	<u>ホール</u>	<u>1時間</u>
				<u>その他</u>	<u>1時間</u>
					<u>420円</u>
					<u>100円</u>
			<u>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</u>		

(2) おいらせ町民交流センター条例 新旧対照表（抜粋）

改正案	現行
<p>(使用料)</p> <p>第9条 交流センターの使用料（以下「使用料」という。）は、別表第1 <u>及び別表第2</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 <u>教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1（第9条関係） <u>おいらせ町民交流センター使用料</u> <u>(1時間当たり)</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第9条 交流センターの使用料（以下「使用料」という。）は、別表第1 <u>から別表第3まで</u>に定めるとおりとする。</p> <p>2・3 略</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 <u>教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1（第9条関係） <u>おいらせ町民交流センター使用料</u> <u>(1時間当たり)</u></p>

改正案							現行									
区分		興行に類さないもの		興行又は興行に類するもの		貸切りできない場合		区分		貸切りの場合			貸切りできない場合			
		料金徴収無し	料金徴収有り	に類するもの	子ども	大人	保健体育を目的としたもの			興行に類さないもの 入場料を徴収しない場合		興行又はこれに類するもの 入場料を徴収する場合		子ども	大人	
アリーナ	全面	2,350円	4,700円	17,620円	50円	100円			アリ	全面	1,050円	2,100円	4,190円	15,710円	50円	100円
	片面	1,170円	2,340円	8,770円					アリ	片面	520円	1,050円	2,100円	7,860円	50円	100円
小ホール		3,140円	5,240円	15,710円					小ホール	全面	1,050円	3,140円	5,240円	15,710円		
研修室		210円	420円	420円					研修室	全面	210円	210円		420円		

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。
- 3 子どもは、中学生以下をいう。

別表第2（第9条関係）

附属設備等使用料

区分	単位	使用料
トレーニング器具	1回	1人 100円
各種スポーツ器具	1回	1組 100円

備考

- 1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。
- 2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。
- 3 町外利用者は、各使用料の倍額とする。
- 4 子どもは、中学生以下をいう。

別表第2（第9条関係）

照明使用料及び冷暖房料

（1時間当たり）

区分	照明使用料（貸切り）		冷暖房料（貸切り）	
	全面	片面	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合
アリーナ	3,140円	1,570円	520円	1,050円
小ホール			520円	1,050円
研修室			100円	210円

改 正 案	現 行																				
<p><u>備考 トレーニング器具利用は、中学生以上とする。ただし、中学生は保護者同伴とする。</u></p>	<p><u>備考 保健体育に利用する場合には、各使用料の2分の1とする。</u></p> <p><u>別表第3（第9条関係）</u></p> <p><u>附属設備等使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">単位</th> <th style="text-align: center;">入場料を徴収しない場合（貸切り）</th> <th style="text-align: center;">入場料を徴収する場合（貸切り）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>舞台照明器具</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: right;">520円</td> <td style="text-align: right;">1,050円</td> </tr> <tr> <td>トレーニング器具</td> <td>1回</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1人 100円</td> </tr> <tr> <td>各種スポーツ器具</td> <td>1回</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1組 100円</td> </tr> <tr> <td>放送装置</td> <td>1回</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">1式 2,100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考</u></p> <p><u>1 トレーニング器具利用は、中学生以上とする。ただし、中学生は父兄同伴とする。</u></p> <p><u>2 町外利用者は、各使用料の倍額とする。</u></p>	区分	単位	入場料を徴収しない場合（貸切り）	入場料を徴収する場合（貸切り）	舞台照明器具	1時間	520円	1,050円	トレーニング器具	1回	1人 100円		各種スポーツ器具	1回	1組 100円		放送装置	1回	1式 2,100円	
区分	単位	入場料を徴収しない場合（貸切り）	入場料を徴収する場合（貸切り）																		
舞台照明器具	1時間	520円	1,050円																		
トレーニング器具	1回	1人 100円																			
各種スポーツ器具	1回	1組 100円																			
放送装置	1回	1式 2,100円																			

(3) おいらせ町いちょう公園体育館条例 新旧対照表（抜粋）

改 正 案	現 行														
<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用料は、別表第1 <u>及び別表第2</u> に定めるところによる。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 <u>教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p><u>体育館使用料</u> <u>（1時間当たり）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">興行に類さないもの</th> <th style="text-align: center;">興行又は貸切りでは興行に類さない場合に類す場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	興行に類さないもの	興行又は貸切りでは興行に類さない場合に類す場合				<p>(使用料)</p> <p>第9条 使用料は、別表第1 <u>から別表第3まで</u> に定めるところによる。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第10条 <u>教育委員会は、公益上必要があると認められるとき、その他特別の理由があるとき、その申請により前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表第1（第9条関係）</p> <p><u>体育館使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">保健体育を目的とする場合</th> <th style="text-align: center;">貸切りの場合</th> <th style="text-align: center;">貸切りできない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> <td style="width: 25%;"></td> </tr> </tbody> </table>	区分	保健体育を目的とする場合	貸切りの場合	貸切りできない場合				
区分	興行に類さないもの	興行又は貸切りでは興行に類さない場合に類す場合													
区分	保健体育を目的とする場合	貸切りの場合	貸切りできない場合												

改正案						現行							
		料金徴収無し	料金徴収有り	るもの	子ども	大人			的とし	興行に類さないもの	興行又はこれに類するもの	子ども	大人
競技場	全面	2,350円	4,700円	17,620円	50円	100円				入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場		
	半面	1,170円	2,340円	8,770円									
レクリエーションホール		210円	420円	420円									
会議室(大)		210円	420円	420円									
備考						備考							
1 利用時間が1時間未満の場合は、1時間とする。						1 使用料は、1時間当たりの額である。							
2 利用時間には準備及び原状回復の時間も含むものとする。						2 競技場の半面利用の場合は、各使用料の2分の1とする。							
3 子どもは、中学生以下をいう。						3 利用時間は、1時間未満であっても、1時間とし、準備と後始末の時間も含まれる。							
						4 町外利用者は、各使用料の倍額とする。							
						5 子どもとは、中学生以下をいう。							
						6 照明を使用する場合は、別表第3に定める照明使用料を加算する。							
別表第2 (第9条関係)						別表第2 (第9条関係)							
附属器具等使用料						附属器具等使用料							
種類	単位	使用料 (各1回につき)				種類	単位	使用料 (各1回につき)					
各種スポーツ用具	1組	100円				各種スポーツ用具	1組	100円					
						放送装置	一式	2,100円					
別表第3 (第9条関係)						別表第3 (第9条関係)							
照明使用料						照明使用料							
区分		照明使用料				区分		照明使用料					
競技場全面		3,140円				競技場全面		3,140円					
競技場半面		1,570円				競技場半面		1,570円					

改 正 案	現 行
	<p>備考</p> <p><u>1 使用料は、1時間当たりの額とする。</u></p> <p><u>2 保健体育に利用する場合は、各使用料の2分の1の額とする。</u></p>

(4) おいらせ町地域福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行														
<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第8条 <u>町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p><u>地域福祉センター使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: center;">210円</td> </tr> </tbody> </table>	利用区分	単位	使用料	集会室	1時間	210円	<p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第8条 <u>町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p><u>地域福祉センター使用料</u></p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>利用区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> <th>暖房料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集会室</td> <td>1時間</td> <td style="text-align: center;">520円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 町外利用者は、暖房料を除き倍額とする。</u></p>	利用区分	単位	使用料	暖房料	集会室	1時間	520円	100円
利用区分	単位	使用料													
集会室	1時間	210円													
利用区分	単位	使用料	暖房料												
集会室	1時間	520円	100円												

(5) おいらせ町老人福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第8条 福祉センターの使用料は、別表のとおりとする。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 <u>町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表 (第8条関係)</p>	<p>(使用料)</p> <p>第8条 福祉センターの使用料は、別表のとおりとする。</p> <p><u>2 町内に居住する60歳以上の人に対する使用料は、無料とする。</u></p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第9条 <u>町長は、福祉センターの利用について、特に必要と認めた場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>別表 (第8条関係)</p>

改正案			現行			
<u>老人福祉センター使用料</u>			<u>福祉センター使用料</u>			
<u>利用区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>冷暖房料</u>
<u>創作活動室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>創作活動室</u>	<u>1時間</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
<u>栄養指導室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>栄養指導室</u>	<u>1時間</u>	<u>100円</u>	<u>100円</u>
<u>教養娯楽室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>教養娯楽室</u>	<u>1時間</u>	<u>310円</u>	<u>100円</u>
			<u>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</u>			

(6) おいらせ町保健福祉センター条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案			現行			
<u>(使用料の減免)</u>			<u>(使用料の減免)</u>			
第8条 <u>町長は、公益上その他特に必要であると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>			第8条 <u>町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>			
別表 (第7条関係)			別表 (第7条関係)			
<u>保健福祉センター使用料</u>			<u>保健福祉センター使用料</u>			
<u>利用区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>利用区分</u>	<u>単位</u>	<u>使用料</u>	<u>冷暖房料</u>
<u>集団指導室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>集団指導室</u>	<u>1時間</u>	<u>520円</u>	<u>100円</u>
<u>栄養指導実習室</u>	<u>1時間</u>	<u>210円</u>	<u>栄養指導実習室</u>	<u>1時間</u>	<u>520円</u>	<u>100円</u>
			<u>備考 町外利用者は、冷暖房料を除き各使用料の倍額とする。</u>			

(7) おいらせ町農村環境改善センター条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行																																				
<p>(使用料)</p> <p>第9条 農村環境改善センターの利用許可を受けた者は、別表の料金を利用許可を受けた際に納付しなければならない。</p> <p><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第10条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第<u>11</u>条～第<u>15</u>条 略</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p><u>おいらせ町農村環境改善センター使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間</td> <td>720円</td> </tr> <tr> <td>生活実習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	単位	使用料	多目的ホール	1時間	720円	生活実習室	1時間	210円	研修室	1時間	210円	会議室	1時間	210円	<p>(使用料)</p> <p>第9条 農村環境改善センターの利用許可を受けた者は、別表の料金を利用許可を受けた際に納付しなければならない。</p> <p><u>2 公共機関及びこれに準ずる団体等が利用するもので、町長が特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第<u>10</u>条～第<u>14</u>条 略</p> <p>別表 (第9条関係)</p> <p><u>おいらせ町農村環境改善センター使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>単位</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多目的ホール</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>生活実習室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>1時間</td> <td>630円</td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>1時間</td> <td>210円</td> </tr> <tr> <td>暖房料</td> <td>1時間</td> <td>多目的ホール・研修室 420円 その他 100円</td> </tr> <tr> <td>照明使用料</td> <td>1時間</td> <td>多目的ホール 210円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>備考 町外利用者は、暖房料及び照明使用料を除き各使用料の倍額とする。</u></p>	区分	単位	使用料	多目的ホール	1時間	630円	生活実習室	1時間	210円	研修室	1時間	630円	会議室	1時間	210円	暖房料	1時間	多目的ホール・研修室 420円 その他 100円	照明使用料	1時間	多目的ホール 210円
区分	単位	使用料																																			
多目的ホール	1時間	720円																																			
生活実習室	1時間	210円																																			
研修室	1時間	210円																																			
会議室	1時間	210円																																			
区分	単位	使用料																																			
多目的ホール	1時間	630円																																			
生活実習室	1時間	210円																																			
研修室	1時間	630円																																			
会議室	1時間	210円																																			
暖房料	1時間	多目的ホール・研修室 420円 その他 100円																																			
照明使用料	1時間	多目的ホール 210円																																			

(8) おいらせ町いちょう公園バーベキューハウス条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第7条 <u>町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(使用料の減免)</u></p> <p>第7条 <u>町長は、公益上その他特に必要と認めるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p>

(9) おいらせ町縄文の森イベント広場条例 新旧対照表 (抜粋)

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第7条 広場の使用料は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料の減免)</u></p> <p><u>第8条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第<u>9</u>条 利用者は、その利用を終了したとき、又は<u>第6条</u>の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>第<u>10</u>条～第<u>12</u>条 略</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>広場使用料</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(単位：円／1時間当たり)</u></p>	<p>(使用料)</p> <p>第7条 広場の使用料は、別表に掲げるとおりとする。</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、町長が特に認める公共的団体等が広場を利用する場合にあっては、その使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(原状回復の義務)</p> <p>第<u>8</u>条 利用者は、その利用を終了したとき、又は<u>前条</u>の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。</p> <p>第<u>9</u>条～第<u>11</u>条 略</p> <p>別表 (第7条関係)</p> <p style="text-align: center;"><u>広場使用料</u></p> <p style="text-align: center;"><u>[単位：円／1時間当たり]</u></p>

改正案				現行				
区分	一般	興行		区分	一般		興行	
		入場料無し	入場料有り		町内	町外	入場料 無	入場料有
大屋根ゲートポ ール場	420	630	1,050	大屋根ゲートポ ール場	420	630	630	1,050
				ステージ・放送 器具	210	310	310	520
				大屋根照明	520	790	790	790

(10) おいらせ町公園条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(運動施設等)</p> <p>第25条 都市公園に設置する運動施設等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項の運動施設等の使用料は、別表第4 <u>から別表第10まで</u>のとおりとする。</p> <p><u>(運動施設等使用料の減免)</u></p> <p><u>第26条 町長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>第27条～第31条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第32条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>2 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</u></p>	<p>(運動施設等)</p> <p>第25条 都市公園に設置する運動施設等は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 前項の運動施設等の使用料は、別表第4のとおりとする。</p> <p>第26条～第30条 略</p> <p>(過料)</p> <p>第31条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>第32条 詐欺その他不正の行為により、使用料等の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</u></p>

改 正 案					現 行					
別表第3 (第25条関係)					別表第3 (第25条関係)					
名称		公園の名称			名称		公園の名称			
いちよう公園テニスコート		いちよう公園			いちよう公園テニスコート		いちよう公園			
いちよう公園グラウンド		いちよう公園			いちよう公園グラウンド		いちよう公園			
いちよう公園野球場		いちよう公園			いちよう公園野球場		いちよう公園			
いちよう公園ローラースケート場		いちよう公園			いちよう公園ローラースケート場		いちよう公園			
下田公園野球場		下田公園			<u>下田公園テニスコート</u>		<u>下田公園</u>			
下田公園多目的グラウンド		下田公園			下田公園野球場		下田公園			
下田公園キャンプ場		下田公園			下田公園多目的グラウンド		下田公園			
					下田公園キャンプ場		下田公園			
別表第4 (第25条関係)					別表第4 (第25条関係)					
<u>いちよう公園テニスコート使用料</u>					<u>いちよう公園テニスコート使用料</u>					
<u>(貸切り)</u>					<u>(貸切り)</u>					
区分		料金徴収無し		料金徴収有り	名称	区分	対象	いちよう公園	下田公園	
		中学生以下	一般利用	一般利用	テニスコート	町民		470円/1面	210円/1面	
コート	照明使用	160円	470円	940円		中学生以下		160円/1面	50円/1面	
ト	無し	/1面	/1面	/1面		町民以外		940円/1面	420円/1面	
	照明使用	410円	780円	1,250円	照明料	町民		310円/1面		
	有り	/1面	/1面	/1面		町民以外		470円/1面		
テニス器具		100円/1回			テニス器具	町民		100円/1回		
						町民以外		210円/1回		
					野球場	町民	アマチュア	入場料	630円	1,570円
							アスポート	有		
							ツに利用	入場料	420円	1,050円
							する場合	無		
							催物に利	入場料		5,240円

備考

- 1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。(テニス器具を除く。)
- 2 テニスコートのコート使用料「中学生以下」は、利用者全員が中学生以下である場合の料金とする。

改 正 案		現 行			
		用する場	有		
		合	入場料		2,620円
			無		
			興行又はこれに類するものに利用		15,710円
	町 民 以 外	アマチュ	入場料	1,260円	3,140円
		アスポー	有		
		ツに利用	入場料	840円	2,100円
		する場合	無		
		催物に利	入場料		10,480円
		用する場	有		
	合	入場料		5,240円	
		無			
			興行又はこれに類するものに利用		31,430円
	管 理 棟	アマチュ	入場料		520円
		アスポー	有		
ツに利用		入場料		520円	
する場合		無			
催物に利		入場料		1,570円	
用する場		有			
合	入場料		1,050円		
	無				
		興行又はこれに類するものに利用		5,240円	
町 民 以 外	アマチュ	入場料		1,050円	
	アスポー	有			
	ツに利用	入場料		1,050円	
	する場合	無			
	催物に利	入場料		3,140円	
	用する場	有			
合	入場料		2,100円		
	無				
		興行又はこれに類するものに利		10,480円	

改 正 案		現 行		
			用	
グ ラ ウ ン ド	グ ラ ウ ン ド	町 民 (全 面)	一般(高校生含 む) 中学生以下 興行又はこれに 類するものに利 用	420円 無料 2,100円
		町 民 (半 面)	一般(高校生含 む) 中学生以下 興行又はこれに 類するものに利 用	210円 無料 1,050円
		町 民 以 外 (全 面)	一般(高校生含 む) 中学生以下 興行又はこれに 類するものに利 用	840円 840円 4,190円
		町 民 以 外 (半 面)	一般(高校生含 む) 中学生以下 興行又はこれに 類するものに利 用	420円 420円 2,100円
		照 明 料	町民(全面) 町民(半面) 町民以外(全面) 町民以外(半面)	310円 160円 470円 240円
ロ ー ラ ー ス	ロ ー ラ ー ス	町民及び町民以外		無料

改 正 案		現 行			
		ケ ー ト 場	ケ ー ト 場		
		キ ャ ン プ 場	キ ャ ン プ 場	町 一般（高校生含 む） 中学生以下の団 体 町民以外	310円／1 張／1泊 無料 630円／1 張／1泊
		備考			
		1 使用料の額は、1時間当たりの額とする。（テニス器具を除く。）			
		2 テニスコートのコート使用料「中学生以下」は、利用者全員が中学生以下である場合の料金とする。			
別表第5（第25条関係）					
いちょう公園グラウンド使用料					
（貸切り）					
区分		興行に類さないもの		興行又は	
		料金徴収 無し	料金徴収 有り	興行に類 するもの	
グラ ウン ド全 面	照明使 用無し	420円	840円	2,100円	
	照明使 用有り	730円	1,150円	2,410円	
グラ ウン ド半 面	照明使 用無し	210円	420円	1,050円	
	照明使 用有り	370円	580円	1,210円	
備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。					
別表第6（第25条関係）					
いちょう公園野球場使用料					
（貸切り）					
区分	料金徴収無し		料金徴収有り		

改 正 案			現 行		
野球場	420円	630円			
備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。					
別表第7（第25条関係）					
いちょう公園ローラースケート場使用料					
区分	料金徴収無し	料金徴収有り			
ローラースケート場	無料	無料			
別表第8（第25条関係）					
下田公園野球場使用料					
(貸切り)					
区分	料金徴収無し	料金徴収有り			
野球場	1,050円	1,570円			
備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。					
別表第9（第25条関係）					
下田公園多目的グラウンド使用料					
(貸切り)					
区分		興行に類さないもの	興行又は興行に類するもの		
		料金徴収無し	料金徴収有り		
グラウンド全面	照明使用無し	420円	840円	2,100円	
	照明使用有り	730円	1,150円	2,410円	
グラウンド半面	照明使用無し	210円	420円	1,050円	
	照明使用有り	370円	580円	1,210円	
備考 使用料の額は、1時間当たりの額とする。					
別表第10（第25条関係）					
下田公園キャンプ場使用料					
区分	一般利用				
キャンプ場	500円/1張/1泊				

(11) おいらせ阿光坊古墳館条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案				現行			
<u>(使用料の減免)</u>				<u>(使用料の減免)</u>			
第11条 <u>教育委員会は、公益上その他特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u>				第11条 <u>教育委員会は、公益上特に必要があると認められたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。</u>			
別表第2 (第10条関係) 施設等使用料				別表第2 (第10条関係) 施設等使用料			
設備、器具名	単位	使用料	備考	設備、器具名	単位	使用料	備考
季節展示室	1日	1,050 円		季節展示室	1日	1,050 円	
歴史展示室	1時間	210円		歴史展示室	1時間	210円	
体験学習室	1時間	210円		体験学習室	1時間	210円	
季節展示室冷暖房料	1時間	100円		季節展示室冷暖房料	1時間	100円	
歴史展示室冷暖房料	1時間	100円		歴史展示室冷暖房料	1時間	100円	
体験学習室冷暖房料	1時間	100円		体験学習室冷暖房料	1時間	100円	
プロジェクター (スクリーン含む)	1台/ 日	3,140 円		プロジェクター (スクリーン含む)	1台/ 日	3,140 円	
展示用パネル	1枚/ 日	210円		展示用パネル	1枚/ 日	210円	
展示ケース	1台/ 日	210円		展示ケース	1台/ 日	210円	
灯油窯	1台/ 日	3,140 円	灯油代実費 負担	灯油窯	1台/ 日	3,140 円	灯油代実費 負担
電気炉	1台/ 日	3,140 円		電気炉	1台/ 日	3,140 円	
				<u>備考 町外使用者の使用料は倍額とする。</u>			

3 議案第52号関係

おいらせ町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

(1) おいらせ町特別会計条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定により、次の各号に掲げる特別会計を当該各号に定める目的のため設置する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) おいらせ町公共下水道事業特別会計 公共下水道事業</u></p> <p><u>(5) おいらせ町農業集落排水事業特別会計 農業集落排水事業</u></p> <p><u>(6)</u> 略</p>

(2) おいらせ町農業集落排水処理施設条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行												
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、おいらせ町農業集落排水処理施設(以下「施設」という。)の管理及び使用に関し、<u>法令その他特別の定めのあるもののほか</u>、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 <u>削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、<u>農業集落における生活環境の整備及び農地等に係る水質保全を図るため</u>、おいらせ町農業集落排水処理施設(以下「施設」という。) <u>を設置し、法令その他特別の定めのあるもののほか、施設</u>の管理及び使用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の名称、位置及び処理区域)</u></p> <p>第2条 <u>施設の名称、位置及び処理区域は、別表に掲げるとおりとする。</u></p> <p><u>別表(第2条関係)</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> <th style="text-align: center;">処理区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>おいらせ町古間</u></td> <td><u>おいらせ町若</u></td> <td><u>緑ヶ丘、若葉、</u></td> </tr> <tr> <td><u>木山地区農業集</u></td> <td><u>葉九丁目140</u></td> <td><u>青葉及び住吉地</u></td> </tr> <tr> <td><u>落排水処理施設</u></td> <td><u>番地55</u></td> <td><u>内</u></td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	処理区域	<u>おいらせ町古間</u>	<u>おいらせ町若</u>	<u>緑ヶ丘、若葉、</u>	<u>木山地区農業集</u>	<u>葉九丁目140</u>	<u>青葉及び住吉地</u>	<u>落排水処理施設</u>	<u>番地55</u>	<u>内</u>
名称	位置	処理区域											
<u>おいらせ町古間</u>	<u>おいらせ町若</u>	<u>緑ヶ丘、若葉、</u>											
<u>木山地区農業集</u>	<u>葉九丁目140</u>	<u>青葉及び住吉地</u>											
<u>落排水処理施設</u>	<u>番地55</u>	<u>内</u>											

4 議案第54号関係

おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第1条関係

改正案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、<u>「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。</p> <p>4～6 略</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の95を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の45を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p>

改正案

現行

別表第1（第4条関係）

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

行政職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
短時間	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
勤務職	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
員以外	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
の職員	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	150,100	198,500	234,400	266,000	290,700	319,200
短時間	2	151,200	200,300	236,000	267,700	292,900	321,400
勤務職	3	152,400	202,100	237,500	269,200	295,000	323,700
員以外	4	153,500	203,900	239,000	271,000	297,000	325,900
の職員	5	154,600	205,400	240,300	272,700	298,800	328,100
	6	155,700	207,200	241,900	274,500	300,800	330,100
	7	156,800	209,000	243,400	276,300	302,600	332,300
	8	157,900	210,800	244,900	278,300	304,200	334,500
	9	158,900	212,400	246,000	280,200	306,100	336,400
	10	160,300	214,200	247,500	282,200	308,400	338,600
	11	161,600	216,000	249,000	284,100	310,600	340,600
	12	162,900	217,800	250,300	286,000	312,900	342,800
	13	164,100	219,200	251,800	287,900	315,000	344,600
	14	165,600	221,000	253,000	289,700	317,100	346,600
	15	167,100	222,700	254,300	291,200	319,300	348,600
	16	168,700	224,500	255,500	292,600	321,400	350,600
	17	169,800	226,100	256,800	294,400	323,300	352,300
	18	171,200	227,800	258,200	296,400	325,300	354,300
	19	172,600	229,400	259,600	298,500	327,300	356,100
	20	174,000	230,900	261,100	300,500	329,300	358,000
	21	175,300	232,200	262,700	302,400	331,000	359,900
	22	177,800	233,800	264,400	304,500	333,100	361,800
	23	180,300	235,400	266,000	306,500	335,100	363,800
	24	182,800	236,900	267,600	308,600	337,200	365,700
	25	185,200	237,900	269,400	310,300	338,600	367,700
	26	186,900	239,400	271,200	312,400	340,500	369,600
	27	188,500	240,700	272,900	314,400	342,400	371,600
	28	190,200	241,900	274,600	316,400	344,300	373,600
	29	191,700	243,100	276,200	318,100	345,900	375,100
	30	193,400	244,100	277,900	320,100	347,800	376,900
	31	195,200	245,100	279,700	322,200	349,700	378,700
	32	196,900	246,100	281,200	324,300	351,500	380,300

改正案								現行							
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800		33	198,500	247,200	282,400	325,500	353,400	382,100	
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200		34	199,900	248,100	284,100	327,500	355,200	383,500	
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600		35	201,400	249,000	285,700	329,400	357,000	385,000	
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000		36	202,900	250,000	287,400	331,500	358,700	386,600	
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400		37	204,200	250,900	289,000	333,400	360,100	388,000	
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600		38	205,500	252,200	290,700	335,300	361,400	389,200	
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800		39	206,700	253,400	292,500	337,300	362,800	390,400	
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800		40	208,000	254,700	294,300	339,200	364,200	391,500	
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900		41	209,300	256,000	295,800	341,100	365,500	392,600	
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100		42	210,600	257,400	297,500	343,000	366,400	393,800	
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200		43	211,900	258,600	299,000	344,800	367,500	395,000	
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300		44	213,200	259,800	300,600	346,700	368,600	396,100	
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000		45	214,300	260,900	302,200	348,200	369,400	396,800	
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700		46	215,600	262,100	303,900	349,600	370,300	397,500	
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400		47	216,900	263,400	305,500	351,100	371,200	398,200	
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100		48	218,200	264,500	307,200	352,600	372,100	398,900	
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700		49	219,200	265,600	308,100	354,200	373,000	399,500	
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300		50	220,300	266,600	309,600	355,000	373,800	400,100	
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800		51	221,300	267,800	311,100	356,200	374,600	400,600	
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200		52	222,300	268,900	312,700	357,200	375,400	401,000	
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600		53	223,300	269,900	314,300	358,100	376,100	401,400	
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900		54	224,200	270,900	315,900	359,200	376,800	401,700	
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200		55	225,100	272,000	317,500	360,100	377,500	402,000	
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500		56	226,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800		57	226,300	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100		58	227,100	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400		59	227,800	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700		60	228,500	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000		61	229,200	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300		62	230,000	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600		63	230,700	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900		64	231,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200		65	231,900	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500		66	232,500	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800		67	233,100	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100		68	233,800	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300		69	234,500	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600		70	235,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400	

改正案							現行						
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	71	235,600	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	72	236,300	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	73	237,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	74	237,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	75	238,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	76	238,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	77	239,300	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	78	240,000	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	79	240,700	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	80	241,200	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	81	241,700	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	82	242,300	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	83	242,900	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	84	243,400	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	85	243,900	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		86	244,500	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		87	245,100	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		295,900	343,600	382,500			94		294,900	342,600	381,500		
95		296,200	344,100	382,900			95		295,200	343,100	381,900		
96		296,600	344,500	383,300			96		295,600	343,500	382,300		
97		296,800	344,700	383,600			97		295,800	343,700	382,600		
98		297,100	345,100	384,100			98		296,100	344,100	383,100		
99		297,500	345,500	384,500			99		296,500	344,500	383,500		
100		297,900	345,800	384,900			100		296,900	344,800	383,900		
101		298,100	346,100	385,200			101		297,100	345,100	384,200		
102		298,400	346,500				102		297,400	345,500			
103		298,800	346,900				103		297,800	345,900			
104		299,100	347,300				104		298,100	346,300			
105		299,300	347,800				105		298,300	346,800			
106		299,600	348,200				106		298,600	347,200			
107		300,000	348,600				107		299,000	347,600			
108		300,300	349,000				108		299,300	348,000			

改正案							現行								
	109		300,500	349,500					109		299,500	348,500			
	110		300,900	349,900					110		299,900	348,900			
	111		301,300	350,200					111		300,300	349,200			
	112		301,600	350,500					112		300,600	349,500			
	113		301,800	351,000					113		300,800	350,000			
	114		302,000						114		301,000				
	115		302,300						115		301,300				
	116		302,700						116		301,700				
	117		302,900						117		301,900				
	118		303,100						118		302,100				
	119		303,400						119		302,400				
	120		303,700						120		302,700				
	121		304,100						121		303,100				
	122		304,300						122		303,300				
	123		304,600						123		303,600				
	124		304,900						124		303,900				
	125		305,200						125		304,200				
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額	再任用		月額	月額	月額	月額	月額	月額
短時間		円	円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円	円
勤務職		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	勤務職		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100
員								員							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円
任用短時	1		264,700	346,600	406,900
間勤務職	2		267,200	349,600	409,600
員以外の	3		269,600	352,400	412,100
職員	4		272,000	355,300	414,700
	5		274,100	357,800	417,100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第31条、第31条の2及び第31条の3に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再		円	円	円	円
任用短時	1		253,600	338,400	400,400
間勤務職	2		256,100	341,400	403,300
員以外の	3		258,600	344,200	405,900
職員	4		261,100	347,100	408,600
	5		263,300	349,800	411,000

改正案					現行				
6	277,600	360,800	419,100	485,800	6	267,100	352,800	413,300	482,900
7	281,100	363,800	420,900	488,000	7	270,900	355,900	415,400	485,100
8	284,500	366,600	422,800	490,000	8	274,700	358,700	417,300	487,300
9	288,100	368,700	424,600	491,900	9	278,300	361,100	419,500	489,300
10	291,600	371,200	427,300	494,000	10	282,300	363,700	422,200	491,400
11	295,200	373,900	429,800	496,100	11	286,300	366,400	424,800	493,500
12	298,700	376,400	432,200	498,200	12	290,300	369,200	427,500	495,600
13	302,200	379,100	434,400	500,300	13	294,000	372,100	429,900	497,700
14	306,100	382,500	436,900	502,200	14	298,000	375,600	432,400	499,800
15	310,000	385,500	438,900	504,300	15	301,900	378,600	434,800	501,900
16	313,600	388,800	441,000	506,400	16	305,700	382,200	437,300	504,000
17	317,200	391,800	443,000	508,300	17	309,300	385,600	439,300	506,100
18	320,700	394,400	445,200	510,300	18	312,800	388,300	441,700	508,100
19	324,200	396,800	447,400	512,300	19	316,300	390,800	444,000	510,100
20	327,700	399,300	449,500	514,100	20	319,800	393,400	446,400	512,100
21	331,300	401,900	450,900	515,900	21	323,400	396,100	447,900	513,900
22	335,000	403,900	453,300	517,700	22	327,100	398,300	450,300	515,700
23	338,400	405,500	455,600	519,500	23	330,500	400,200	452,600	517,600
24	341,700	407,100	457,800	521,300	24	333,800	401,800	454,900	519,500
25	345,000	408,800	459,800	522,900	25	337,300	403,800	456,900	521,200
26	347,500	411,000	462,100	524,700	26	339,800	406,100	459,200	523,000
27	350,000	413,100	464,300	526,500	27	342,400	408,300	461,400	524,800
28	352,300	415,100	466,600	528,300	28	344,700	410,600	463,700	526,600
29	354,400	417,200	468,700	529,900	29	347,100	412,900	465,800	528,200
30	356,100	419,300	470,900	531,700	30	348,900	415,000	468,100	530,000
31	357,800	420,900	473,200	533,500	31	350,700	417,000	470,400	531,800
32	359,600	422,600	475,300	535,300	32	352,700	419,100	472,600	533,600
33	361,500	424,500	477,100	536,900	33	354,900	421,000	474,600	535,200
34	363,700	426,000	479,200	538,700	34	357,200	422,800	476,700	537,000
35	365,800	427,800	481,300	540,400	35	359,300	424,600	478,800	538,700
36	367,800	429,600	483,300	542,100	36	361,600	426,600	480,900	540,500
37	369,700	431,500	485,400	543,700	37	363,700	428,500	483,000	542,100
38	371,900	433,500	487,100	545,300	38	366,100	430,500	484,800	543,700
39	374,000	435,300	488,900	546,700	39	368,300	432,400	486,600	545,100
40	376,000	437,200	490,700	548,300	40	370,300	434,400	488,400	546,700
41	378,000	439,000	492,300	549,800	41	372,500	436,200	490,100	548,200
42	378,700	440,700	494,100	551,200	42	373,500	438,000	491,900	549,600
43	379,300	442,400	495,900	552,600	43	374,300	439,700	493,700	551,000

改正案					現行				
44	380,000	444,200	497,500	553,900	44	375,000	441,500	495,500	552,300
45	380,900	446,000	498,900	555,100	45	376,200	443,300	497,100	553,500
46	382,200	447,800	500,600	556,100	46	377,600	445,100	498,800	554,500
47	383,500	449,500	502,400	557,100	47	379,100	446,900	500,600	555,500
48	384,800	451,200	504,100	558,100	48	380,600	448,600	502,400	556,500
49	385,600	452,800	505,600	559,100	49	381,700	450,400	504,000	557,500
50	386,400	454,500	506,900	560,000	50	382,700	452,100	505,300	558,400
51	387,200	456,200	508,200	560,900	51	383,700	453,900	506,600	559,300
52	387,700	457,900	509,500	561,800	52	384,500	455,700	507,900	560,200
53	388,500	459,800	510,500	562,600	53	385,400	457,600	508,900	561,000
54	389,300	461,000	511,800	563,500	54	386,300	458,800	510,200	561,900
55	390,000	462,200	513,100	564,400	55	387,000	460,000	511,500	562,800
56	390,700	463,400	514,400	565,300	56	387,900	461,200	512,800	563,700
57	391,400	464,400	515,400	566,200	57	388,600	462,400	513,800	564,600
58	392,300	465,400	516,200	567,100	58	389,500	463,400	514,600	565,500
59	393,000	466,300	517,000	568,000	59	390,300	464,400	515,400	566,400
60	393,600	467,100	517,800	568,700	60	391,100	465,400	516,200	567,100
61	394,100	467,900	518,700	569,600	61	391,600	466,200	517,100	568,000
62	394,600	468,600	519,500	570,500	62	392,100	466,900	517,900	568,900
63	395,000	469,300	520,400	571,400	63	392,500	467,600	518,800	569,800
64	395,400	469,900	521,200	572,300	64	393,000	468,300	519,600	570,700
65	395,700	470,600	522,100	573,200	65	393,300	469,000	520,500	571,600
66		471,300	523,000		66		469,700	521,400	
67		471,900	523,700		67		470,400	522,100	
68		472,500	524,600		68		471,000	523,000	
69		472,800	525,500		69		471,300	523,900	
70		473,400	526,300		70		472,000	524,700	
71		474,100	527,200		71		472,700	525,600	
72		474,800	528,100		72		473,400	526,500	
73		475,200	528,900		73		473,800	527,300	
74		475,800	529,800		74		474,400	528,200	
75		476,500	530,700		75		475,100	529,100	
76		477,200	531,400		76		475,800	529,800	
77		477,600	532,200		77		476,200	530,600	
78		478,200	533,100		78		476,800	531,500	
79		478,800	534,000		79		477,400	532,400	
80		479,300	534,900		80		477,900	533,300	
81		479,900	535,700		81		478,500	534,100	

改正案					現行					
82			480,400	536,600	82			479,000	535,000	
83			480,900	537,500	83			479,500	535,900	
84			481,400	538,400	84			480,000	536,800	
85			481,800	539,200	85			480,400	537,600	
86			482,400	540,100	86			481,000	538,500	
87			482,800	541,000	87			481,400	539,400	
88			483,300	541,900	88			481,900	540,300	
89			483,800	542,700	89			482,400	541,100	
90			484,400		90			483,000		
91			485,000		91			483,600		
92			485,400		92			484,000		
93			485,900		93			484,500		
94			486,500		94			485,100		
95			487,100		95			485,700		
96			487,600		96			486,300		
97			488,100		97			486,800		
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円		円	円	円	円
		297,300	339,700	394,300	467,400		296,200	338,600	393,000	466,000

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、病院等に勤務する医師で規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

別表第3（第4条関係）

医療職給料表(2)

医療職給料表(2)

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	167,200	202,800	236,100	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	237,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	238,700	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	239,900	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	241,100	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	242,300	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	243,400	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	244,500	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	245,400	267,800	302,400

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給 給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	155,100	191,500	226,800	252,400	282,100
	2	156,500	193,100	228,400	253,500	284,000
	3	157,900	194,700	230,000	254,700	286,100
	4	159,300	196,300	231,600	256,000	288,100
	5	160,500	197,800	233,000	257,200	290,200
	6	162,300	199,300	234,600	258,400	292,300
	7	164,000	200,900	236,100	259,500	294,200
	8	165,600	202,400	237,700	260,500	296,200
	9	167,200	204,000	238,600	261,800	298,000

改正案						現行					
10	181,100	215,300	246,500	268,500	304,000	10	168,900	205,700	240,000	262,500	299,900
11	182,700	216,800	247,800	269,200	305,500	11	170,500	207,300	241,400	263,400	301,500
12	184,600	218,300	248,900	270,000	307,100	12	172,300	209,000	242,500	264,200	303,100
13	186,000	219,700	250,200	271,000	308,800	13	173,700	210,400	244,000	265,300	305,100
14	187,800	221,200	251,400	272,000	310,700	14	175,500	212,000	245,300	266,400	307,000
15	189,800	222,700	252,600	273,000	312,700	15	177,400	213,600	246,500	267,600	309,100
16	191,600	224,200	253,800	274,100	314,500	16	179,200	215,200	247,800	268,700	311,100
17	193,500	225,500	254,600	275,300	316,300	17	181,100	216,600	248,600	270,200	313,100
18	194,700	226,800	255,800	276,800	318,200	18	182,600	218,200	249,800	271,900	315,100
19	196,200	228,200	256,900	278,400	320,100	19	184,400	219,900	250,900	273,600	317,200
20	197,600	229,500	258,000	280,000	321,900	20	186,200	221,600	252,000	275,300	319,300
21	198,800	230,600	259,200	281,500	323,700	21	187,700	222,900	253,400	277,000	321,100
22	200,300	231,700	260,000	283,100	325,600	22	189,200	224,400	254,200	278,700	323,100
23	201,700	232,800	260,800	284,700	327,400	23	190,700	225,800	255,100	280,400	324,900
24	203,000	233,900	261,600	286,300	329,300	24	192,200	227,300	256,000	282,000	326,900
25	204,600	235,000	262,500	287,900	331,000	25	193,800	228,500	257,000	283,700	328,600
26	205,600	236,200	263,500	289,400	332,900	26	195,100	229,900	258,100	285,400	330,500
27	206,700	237,400	264,500	290,900	334,800	27	196,600	231,200	259,200	287,200	332,500
28	207,800	238,500	265,500	292,500	336,600	28	198,000	232,400	260,400	288,800	334,500
29	209,000	239,500	266,700	293,800	337,900	29	199,500	233,600	261,800	290,200	335,800
30	210,100	240,800	268,200	295,300	339,700	30	200,700	234,900	263,400	291,800	337,600
31	211,200	242,200	269,700	296,800	341,400	31	202,000	236,400	265,000	293,400	339,300
32	212,300	243,400	271,000	298,300	343,200	32	203,300	237,700	266,500	295,100	341,100
33	213,700	244,400	272,200	299,800	344,900	33	204,700	238,700	267,800	296,800	342,800
34	215,000	245,700	273,800	301,400	346,700	34	206,100	240,000	269,500	298,500	344,600
35	216,300	246,600	275,300	303,000	348,500	35	207,400	240,900	271,100	300,300	346,500
36	217,500	247,800	276,800	304,600	350,300	36	208,800	242,100	272,700	302,100	348,300
37	218,500	249,000	278,100	305,900	351,900	37	209,900	243,400	274,100	303,400	350,100
38	219,500	250,100	279,500	307,500	353,600	38	211,200	244,500	275,600	305,100	351,800
39	220,500	251,100	280,800	309,000	355,200	39	212,500	245,600	277,200	306,600	353,400
40	221,500	252,100	282,100	310,500	356,800	40	213,800	246,700	278,600	308,200	355,100
41	222,400	253,000	283,200	312,100	358,000	41	214,900	247,800	279,800	309,900	356,300
42	223,200	253,800	284,600	313,700	359,100	42	216,100	248,700	281,200	311,600	357,400
43	224,000	254,600	286,000	315,300	360,300	43	217,300	249,600	282,700	313,200	358,600
44	224,900	255,400	287,300	316,800	361,500	44	218,500	250,400	284,200	314,900	359,800
45	225,800	256,200	288,600	317,700	362,500	45	219,600	251,500	285,700	315,800	361,000
46	226,700	257,400	290,200	319,100	363,300	46	220,700	252,800	287,400	317,200	361,800
47	227,600	258,600	291,700	320,600	364,300	47	221,700	254,100	289,100	318,700	363,000

改正案						現行					
48	228,500	259,700	293,100	322,200	365,400	48	222,700	255,300	290,700	320,300	364,100
49	229,200	261,000	294,300	323,600	366,400	49	223,600	256,800	291,900	321,700	365,100
50	230,100	262,300	295,800	324,900	367,400	50	224,500	258,200	293,500	323,000	366,100
51	231,000	263,400	297,100	326,100	368,400	51	225,400	259,400	294,800	324,200	367,100
52	231,800	264,400	298,600	327,300	369,300	52	226,300	260,600	296,400	325,500	368,100
53	232,100	265,400	299,900	328,300	370,100	53	226,600	261,600	297,700	326,600	368,900
54	232,900	266,500	301,300	329,300	370,900	54	227,400	262,900	299,200	327,600	369,700
55	233,500	267,600	302,700	330,300	371,800	55	228,000	264,200	300,600	328,700	370,600
56	234,200	268,700	304,000	331,200	372,600	56	228,800	265,300	302,100	329,700	371,500
57	234,800	269,400	305,000	331,700	373,100	57	229,500	266,100	303,100	330,200	372,000
58	235,400	270,500	306,200	332,600	373,900	58	230,200	267,300	304,300	331,100	372,800
59	235,900	271,600	307,400	333,400	374,700	59	230,800	268,500	305,500	331,900	373,600
60	236,400	272,500	308,800	334,300	375,500	60	231,400	269,600	306,900	332,800	374,400
61	237,000	273,300	310,100	335,000	375,900	61	232,100	270,500	308,200	333,600	374,800
62	237,500	274,300	311,300	335,300	376,600	62	232,700	271,600	309,400	333,900	375,500
63	238,000	275,200	312,500	335,800	377,300	63	233,300	272,700	310,700	334,500	376,200
64	238,600	276,100	313,700	336,400	377,900	64	234,000	273,800	311,900	335,200	376,900
65	239,100	276,900	315,000	337,000	378,300	65	234,600	274,600	313,300	335,800	377,300
66	239,600	277,900	315,800	337,700	378,900	66	235,300	275,700	314,100	336,500	377,900
67	240,200	278,800	316,500	338,400	379,600	67	236,000	276,600	314,900	337,200	378,600
68	240,700	279,700	317,200	339,000	380,200	68	236,700	277,700	315,700	337,900	379,200
69	241,200	280,600	317,800	339,700	380,600	69	237,300	278,700	316,300	338,600	379,600
70	241,700	281,600	318,500	340,200	381,100	70	237,900	279,700	317,000	339,100	380,100
71	242,100	282,700	319,200	340,800	381,600	71	238,500	280,800	317,700	339,700	380,600
72	242,600	283,700	319,800	341,400	382,100	72	239,000	281,900	318,300	340,300	381,100
73	243,100	284,300	320,400	341,700	382,700	73	239,600	282,500	319,000	340,600	381,700
74	243,600	284,800	320,600	342,300	383,200	74	240,300	283,200	319,200	341,200	382,200
75	244,100	285,300	321,100	342,800	383,800	75	241,000	283,700	319,800	341,700	382,800
76	244,600	286,100	321,600	343,300	384,400	76	241,500	284,500	320,400	342,300	383,400
77	244,900	286,900	322,200	343,800	384,900	77	241,900	285,300	321,000	342,800	383,900
78	245,200	287,500	322,700	344,300	385,400	78	242,400	285,900	321,500	343,300	384,400
79	245,500	288,100	323,200	344,800	385,900	79	242,900	286,500	322,000	343,800	384,900
80	245,700	288,600	323,600	345,200	386,400	80	243,200	287,100	322,500	344,200	385,400
81	245,900	289,100	324,200	345,500	386,700	81	243,500	287,800	323,100	344,500	385,700
82	246,200	289,600	324,700	345,800	387,200	82	243,800	288,300	323,600	344,800	386,200
83	246,500	290,000	325,100	346,200	387,600	83	244,100	288,700	324,000	345,200	386,600
84	246,700	290,300	325,600	346,500	388,000	84	244,400	289,100	324,500	345,500	387,000
85	246,900	290,500	326,100	347,000	388,400	85	244,700	289,300	325,000	346,000	387,400

改正案						現行							
	86		290,700	326,500	347,300	388,900		86		289,500	325,400	346,300	387,900
	87		290,900	326,700	347,600	389,300		87		289,700	325,600	346,600	388,300
	88		291,100	327,000	347,900	389,700		88		289,900	326,000	346,900	388,700
	89		291,500	327,400	348,300	390,100		89		290,300	326,400	347,300	389,100
	90		291,700	327,800	348,600	390,600		90		290,500	326,800	347,600	389,600
	91		291,900	328,200	349,000	391,000		91		290,700	327,200	348,000	390,000
	92		292,100	328,600	349,300	391,400		92		290,900	327,600	348,300	390,400
	93		292,500	328,900	349,700	391,800		93		291,300	327,900	348,700	390,800
	94		292,700	329,100	350,000			94		291,500	328,100	349,000	
	95		292,900	329,500	350,300			95		291,700	328,500	349,300	
	96		293,200	329,800	350,600			96		292,000	328,800	349,600	
	97		293,500	330,000	350,900			97		292,400	329,000	349,900	
	98		293,700	330,300	351,300			98		292,700	329,300	350,300	
	99		293,900	330,600	351,700			99		292,900	329,600	350,700	
	100		294,200	330,900	352,100			100		293,200	329,900	351,100	
	101		294,500	331,100	352,600			101		293,500	330,100	351,600	
	102		294,700	331,400	353,000			102		293,700	330,400	352,000	
	103		294,900	331,800	353,400			103		293,900	330,800	352,400	
	104		295,200	332,000	353,800			104		294,200	331,000	352,800	
	105		295,500	332,200	354,300			105		294,500	331,200	353,300	
	106			332,400				106			331,400		
	107			332,800				107			331,800		
	108			333,000				108			332,000		
	109			333,200				109			332,200		
	110			333,600				110			332,600		
	111			334,000				111			333,000		
	112			334,400				112			333,400		
	113			334,600				113			333,600		
定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定年前		基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
再任用		月額	月額	月額	月額	月額	再任用		月額	月額	月額	月額	月額
短時間		円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円
勤務職		189,700	216,300	244,500	257,900	283,100	勤務職		188,700	215,300	243,500	256,900	282,100
員							員						

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員
で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

備考 この表は、薬剤師、栄養士その他の職員
で規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医療職給料表(3)

改正案							現行						
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	定年前		円	円	円	円	円
再任用	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	再任用	1	169,900	197,000	243,600	265,700	288,400
短時間	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	短時間	2	171,300	198,900	245,400	266,600	290,000
勤務職 員以外 の職員	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	勤務職 員以外 の職員	3	172,800	200,900	247,200	267,500	291,600
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500		4	174,200	202,800	249,000	268,400	293,400
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800		5	175,600	204,900	250,400	268,900	295,000
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500		6	177,100	206,900	251,700	269,900	296,800
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100		7	178,600	209,100	252,800	270,600	298,500
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700		8	180,100	211,200	254,100	271,500	300,200
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300		9	181,300	213,200	254,900	272,600	301,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700		10	183,000	214,600	255,800	273,200	303,500
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900		11	184,600	216,000	256,700	274,200	304,800
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200		12	186,100	217,200	257,500	275,200	306,100
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400		13	187,500	218,600	258,600	276,200	307,600
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000		14	189,500	220,000	259,600	277,200	309,200
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600		15	191,500	221,500	260,400	278,200	311,000
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200		16	193,500	222,700	261,300	279,300	312,800
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700		17	195,500	224,100	261,800	280,600	314,500
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200		18	197,500	225,600	262,700	281,800	316,100
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700		19	199,500	227,100	263,500	282,800	317,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100		20	201,500	228,600	264,300	284,000	319,500
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500		21	203,500	229,700	265,200	285,500	320,900
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900		22	205,400	231,400	265,900	287,100	322,400
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400		23	207,500	233,100	266,800	288,400	323,900
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800		24	209,600	234,700	267,600	289,700	325,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200		25	211,200	236,000	268,600	290,800	326,800
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600		26	212,500	237,700	269,400	292,400	328,200
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000		27	213,700	239,400	270,300	294,100	329,700
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400		28	215,000	241,100	271,300	295,600	331,300
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500		29	216,200	242,700	272,500	296,600	332,400
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000		30	217,300	244,100	273,700	298,000	333,900
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400		31	218,600	245,400	275,200	299,400	335,300
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900		32	219,700	246,500	276,500	300,900	336,800
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400		33	221,000	247,500	278,000	302,300	338,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900		34	222,300	248,600	279,400	303,800	339,900

改正案						現行					
35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	35	223,600	249,500	280,600	305,400	341,500
36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	36	224,900	250,500	281,800	307,000	343,000
37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	37	226,000	251,200	283,300	308,300	344,700
38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	38	227,400	252,200	284,500	309,700	346,300
39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	39	228,700	253,100	285,900	311,100	347,800
40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	40	230,100	254,100	287,100	312,700	349,400
41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	41	231,000	254,500	288,100	314,200	350,600
42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	42	232,400	255,400	289,400	315,600	352,100
43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	43	233,700	256,200	290,700	317,000	353,600
44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	44	235,100	256,900	292,100	318,500	355,000
45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	45	236,300	257,700	293,400	319,300	356,600
46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	46	237,700	258,400	294,800	320,700	357,600
47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	47	239,000	259,300	296,300	322,100	359,100
48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	48	240,300	260,100	297,800	323,600	360,400
49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	49	241,200	260,900	298,900	324,700	361,800
50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	50	242,300	261,800	300,200	326,100	363,200
51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	51	243,300	262,700	301,400	327,400	364,500
52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	52	244,300	263,700	302,800	328,700	365,900
53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	53	245,000	264,800	304,200	330,100	367,400
54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	54	246,000	266,000	305,500	331,500	368,600
55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	55	246,900	267,300	306,900	332,900	369,700
56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	56	247,800	268,600	308,300	334,200	370,900
57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	57	248,500	270,000	309,100	335,100	372,000
58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	58	249,500	271,500	310,300	336,400	372,900
59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	59	250,100	272,900	311,500	337,600	373,900
60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	60	250,900	274,300	312,900	338,900	374,900
61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	61	251,700	275,600	314,000	340,000	375,500
62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	62	252,500	276,900	315,300	340,900	376,300
63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	63	253,300	278,300	316,600	342,100	377,100
64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	64	254,100	279,400	317,800	343,400	377,900
65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	65	254,800	280,500	319,100	344,500	378,600
66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	66	255,500	281,800	320,400	345,700	379,300
67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	67	256,300	283,100	321,700	346,900	380,100
68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	68	257,000	284,400	323,000	348,000	380,800
69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	69	257,800	285,500	323,700	349,000	381,400
70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	70	258,600	287,000	324,800	350,000	382,000
71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	71	259,500	288,500	325,900	351,100	382,700
72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	72	260,500	289,900	326,800	352,200	383,300

改正案						現行					
73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	73	261,800	290,900	328,100	353,000	384,000
74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	74	263,100	292,300	328,800	354,100	384,500
75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	75	264,200	293,500	329,900	355,200	385,100
76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	76	265,300	294,800	331,100	356,300	385,600
77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	77	266,200	296,200	332,200	357,000	386,000
78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700	78	267,200	297,500	333,400	357,800	386,600
79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200	79	268,400	298,700	334,500	358,600	387,100
80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500	80	269,400	300,000	335,700	359,300	387,400
81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800	81	270,300	300,500	336,800	359,900	387,700
82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300	82	271,200	301,700	337,900	360,400	388,200
83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700	83	272,200	302,800	338,900	361,000	388,600
84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000	84	273,100	304,000	340,000	361,500	388,900
85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300	85	273,900	305,100	340,900	362,100	389,200
86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800	86	274,700	306,300	341,900	362,600	389,700
87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300	87	275,600	307,500	342,800	363,200	390,200
88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600
89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600
94	283,800	316,500	349,400	367,500		94	281,900	315,000	348,400	366,400	
95	284,700	317,200	350,100	367,900		95	282,800	315,700	349,100	366,800	
96	285,600	317,800	350,700	368,200		96	283,800	316,300	349,700	367,100	
97	286,200	318,300	351,100	368,800		97	284,400	317,000	350,100	367,700	
98	286,800	318,600	351,500	369,300		98	285,200	317,300	350,500	368,200	
99	287,400	319,200	352,000	369,800		99	285,800	317,900	351,000	368,700	
100	288,300	319,800	352,400	370,300		100	286,700	318,600	351,400	369,200	
101	289,100	320,200	352,900	370,900		101	287,500	319,000	351,900	369,800	
102	289,900	320,800	353,300	371,400		102	288,300	319,600	352,300	370,300	
103	290,700	321,400	353,800	371,900		103	289,100	320,200	352,800	370,800	
104	291,500	321,900	354,200	372,300		104	289,900	320,800	353,200	371,200	
105	292,100	322,300	354,500	372,900		105	290,600	321,200	353,500	371,800	
106	292,600	322,800	355,000	373,400		106	291,100	321,700	354,000	372,300	
107	293,100	323,300	355,400	373,900		107	291,600	322,200	354,400	372,800	
108	293,500	323,800	355,700	374,400		108	292,100	322,700	354,700	373,300	
109	293,700	324,200	356,200	375,000		109	292,300	323,100	355,200	373,900	
110	294,000	324,600	356,700	375,400		110	292,600	323,500	355,700	374,300	

改正案					現行				
111	294,200	324,900	357,200	375,900	111	292,800	323,800	356,200	374,800
112	294,500	325,200	357,700	376,400	112	293,200	324,100	356,700	375,300
113	294,800	325,500	358,200	377,000	113	293,500	324,500	357,200	375,900
114	295,000	325,900	358,700		114	293,700	324,900	357,700	
115	295,300	326,300	359,200		115	294,100	325,300	358,200	
116	295,500	326,600	359,600		116	294,400	325,600	358,600	
117	295,800	326,800	360,000		117	294,700	325,800	359,000	
118	296,100	327,100	360,400		118	295,000	326,100	359,400	
119	296,400	327,500	360,900		119	295,300	326,500	359,900	
120	296,700	327,700	361,400		120	295,700	326,700	360,400	
121	297,000	327,900	361,800		121	296,000	326,900	360,800	
122	297,400	328,200	362,300		122	296,400	327,200	361,300	
123	297,700	328,500	362,800		123	296,700	327,500	361,800	
124	298,100	328,800	363,300		124	297,100	327,800	362,300	
125	298,300	329,000	363,600		125	297,300	328,000	362,600	
126	298,500	329,300			126	297,500	328,300		
127	298,800	329,700			127	297,800	328,700		
128	299,200	329,900			128	298,200	328,900		
129	299,400	330,100			129	298,400	329,100		
130	299,700	330,300			130	298,700	329,300		
131	300,100	330,700			131	299,100	329,700		
132	300,500	330,900			132	299,500	329,900		
133	300,700	331,200			133	299,700	330,200		
134	301,000	331,600			134	300,000	330,600		
135	301,400	332,000			135	300,400	331,000		
136	301,700	332,400			136	300,700	331,400		
137	301,900	332,700			137	300,900	331,700		
138	302,200	333,100			138	301,200	332,100		
139	302,600	333,500			139	301,600	332,500		
140	302,900	333,900			140	301,900	332,900		
141	303,100	334,200			141	302,100	333,200		
142	303,500	334,600			142	302,500	333,600		
143	303,900	334,900			143	302,900	333,900		
144	304,200	335,300			144	303,200	334,300		
145	304,400	335,600			145	303,400	334,600		
146	304,600	336,000			146	303,600	335,000		
147	304,900	336,400			147	303,900	335,400		
148	305,300	336,800			148	304,300	335,800		

改 正 案							現 行						
149	305,500	337,100					149	304,500	336,100				
150	305,700	337,500					150	304,700	336,500				
151	306,000	337,900					151	305,000	336,900				
152	306,300	338,300					152	305,300	337,300				
153	306,700	338,600					153	305,700	337,600				
154	306,900						154	305,900					
155	307,100						155	306,100					
156	307,400						156	306,400					
157	307,700						157	306,700					
158	308,000						158	307,000					
159	308,300						159	307,300					
160	308,600						160	307,600					
161	309,000						161	308,000					
162	309,300						162	308,300					
163	309,600						163	308,600					
164	309,900						164	308,900					
165	310,300						165	309,300					
166	310,600						166	309,600					
167	310,900						167	309,900					
168	311,200						168	310,200					
169	311,600						169	310,600					
定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	定年前 再任用	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円	円	短時間 勤務職 員	円	円	円	円	円	円
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100		

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

備考 この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

別表第5（第4条関係）

別表第5（第4条関係）

教育職給料表

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員			円	円	円	円
1			177,200	193,400	303,200	408,500
2			178,700	195,500	305,800	410,000
3			180,300	197,600	308,600	411,500
4			181,800	199,800	311,000	412,900

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員			円	円	円	円
1			164,400	180,200	296,000	406,700
2			165,900	182,300	298,600	408,200
3			167,400	184,400	301,400	409,700
4			168,900	186,600	303,800	411,200

改正案					現行				
5	183,400	201,900	313,300	414,200	5	170,500	188,600	306,300	412,600
6	185,300	204,000	315,400	415,600	6	172,400	190,600	308,400	414,000
7	187,100	206,100	317,500	417,000	7	174,200	192,700	310,700	415,500
8	189,000	208,200	319,600	418,400	8	176,000	194,800	312,800	417,100
9	190,700	210,400	321,600	419,800	9	177,700	197,000	314,900	418,500
10	192,800	212,800	323,800	421,200	10	179,800	199,600	317,200	419,900
11	194,800	215,100	326,100	422,600	11	181,800	202,200	319,600	421,300
12	196,800	217,300	328,400	423,900	12	183,700	204,800	322,100	422,600
13	198,800	219,700	330,600	425,200	13	185,600	207,400	324,500	423,900
14	200,900	221,400	332,400	426,600	14	187,700	209,100	326,400	425,300
15	203,000	222,900	334,200	428,000	15	189,800	210,700	328,300	426,700
16	205,100	224,400	335,900	429,400	16	191,900	212,400	330,400	428,100
17	207,300	226,100	337,600	430,600	17	194,100	214,200	332,200	429,300
18	209,400	227,400	339,600	431,900	18	196,400	215,800	334,400	430,600
19	211,600	228,600	341,600	433,100	19	198,900	217,500	336,500	431,800
20	213,500	229,900	343,600	434,400	20	201,200	219,100	338,500	433,100
21	215,700	231,600	345,600	435,500	21	203,600	220,900	340,600	434,200
22	217,300	233,300	347,200	436,700	22	205,200	222,800	342,400	435,400
23	218,800	235,000	348,800	438,000	23	206,900	224,700	344,200	436,700
24	220,300	236,600	350,300	439,300	24	208,600	226,600	345,800	438,000
25	221,800	238,100	351,800	440,600	25	210,100	228,100	347,500	439,300
26	222,900	240,100	353,600	441,800	26	211,500	230,100	349,300	440,500
27	224,000	242,000	355,300	442,800	27	213,100	232,100	351,200	441,500
28	225,200	243,900	357,000	443,900	28	214,600	234,100	353,100	442,600
29	226,700	245,600	358,600	445,100	29	216,300	235,900	354,900	443,800
30	228,200	248,000	360,200	445,900	30	218,000	238,600	356,700	444,600
31	229,700	250,400	361,800	446,700	31	219,700	241,300	358,400	445,400
32	231,200	252,800	363,300	447,600	32	221,400	244,000	360,300	446,300
33	232,500	255,200	364,600	448,500	33	222,700	246,600	361,600	447,200
34	234,100	257,600	366,100	449,000	34	224,400	249,400	363,300	447,700
35	235,800	259,900	367,600	449,500	35	226,100	252,000	364,800	448,200
36	237,200	262,100	369,300	450,000	36	227,700	254,700	366,600	448,700
37	238,500	264,300	371,000	450,500	37	229,100	257,000	368,500	449,200
38	239,900	266,500	372,500		38	230,800	259,400	370,000	
39	241,300	268,900	373,800		39	232,500	261,900	371,300	
40	242,700	271,000	375,200		40	234,200	264,100	372,900	
41	244,000	273,300	376,300		41	235,800	266,600	374,000	
42	245,300	275,600	377,700		42	237,500	268,900	375,400	

改正案				現行			
43	246,500	277,800	379,100	43	239,100	271,100	376,800
44	247,800	279,900	380,600	44	240,700	273,200	378,300
45	249,100	282,000	382,000	45	242,300	275,300	379,700
46	250,400	284,200	383,600	46	243,800	277,500	381,300
47	251,600	286,300	385,100	47	245,100	279,600	382,900
48	252,700	288,200	386,600	48	246,400	281,500	384,400
49	253,800	290,300	387,900	49	247,500	283,800	385,800
50	255,100	292,000	389,400	50	248,800	285,500	387,300
51	256,400	293,800	390,800	51	250,200	287,400	388,800
52	257,400	295,500	392,100	52	251,300	289,200	390,200
53	258,500	296,800	393,300	53	252,400	290,600	391,400
54	259,900	298,800	394,600	54	253,800	292,700	392,700
55	260,900	300,700	395,700	55	254,800	294,700	393,800
56	261,900	302,700	396,800	56	255,800	296,900	394,900
57	262,900	304,700	398,000	57	257,000	298,900	396,300
58	263,900	306,800	399,200	58	258,000	301,300	397,500
59	264,900	309,000	400,400	59	259,100	303,500	398,700
60	265,900	311,200	401,600	60	260,100	306,100	400,000
61	266,800	313,300	402,700	61	261,300	308,300	401,200
62	267,500	315,600	403,700	62	262,000	310,700	402,200
63	268,200	317,800	405,000	63	262,900	313,000	403,600
64	268,800	319,900	406,200	64	263,500	315,200	404,900
65	269,500	322,000	407,400	65	264,500	317,300	406,100
66	270,700	323,500	408,500	66	265,900	319,100	407,200
67	271,800	325,000	409,600	67	267,000	320,700	408,400
68	272,900	326,500	410,700	68	268,300	322,300	409,500
69	274,200	328,200	411,700	69	269,800	324,200	410,500
70	275,600	330,200	412,900	70	271,300	326,300	411,700
71	276,800	332,200	414,100	71	272,600	328,400	412,900
72	278,000	334,100	415,300	72	274,000	330,400	414,100
73	278,800	335,900	415,900	73	274,800	332,500	414,700
74	279,700	337,900	416,700	74	275,800	334,600	415,500
75	280,700	339,800	417,400	75	277,000	336,800	416,200
76	281,700	341,700	417,900	76	278,000	339,000	416,700
77	282,600	343,400	418,200	77	279,200	340,700	417,000
78	283,600	345,200	418,600	78	280,200	342,600	417,400
79	284,700	346,900	419,000	79	281,400	344,300	417,800
80	285,500	348,600	419,400	80	282,300	346,100	418,200

改正案				現行			
81	286,300	350,400	419,700	81	283,500	347,900	418,500
82	287,100	352,100	420,100	82	284,300	349,700	418,900
83	287,900	353,500	420,500	83	285,300	351,100	419,300
84	288,700	355,100	420,800	84	286,300	352,900	419,600
85	289,600	356,300	421,100	85	287,200	354,100	419,900
86	290,400	357,900	421,500	86	288,100	355,700	420,300
87	291,100	359,400	421,900	87	288,800	357,200	420,700
88	291,900	360,900	422,200	88	289,800	358,700	421,000
89	292,800	362,200	422,500	89	290,800	360,000	421,300
90	293,700	363,500	422,800	90	291,700	361,300	421,600
91	294,600	364,800	423,100	91	292,600	362,700	421,900
92	295,300	366,200	423,300	92	293,400	364,100	422,100
93	295,600	367,600	423,500	93	293,700	365,600	422,300
94	296,300	368,900		94	294,400	366,900	
95	297,000	370,100		95	295,100	368,200	
96	297,700	371,200		96	295,900	369,400	
97	298,400	372,200		97	296,700	370,400	
98	299,200	373,200		98	297,500	371,400	
99	300,000	374,200		99	298,300	372,400	
100	300,700	375,100		100	299,000	373,400	
101	301,400	375,900		101	299,900	374,300	
102	301,800	376,900		102	300,400	375,300	
103	302,200	377,800		103	300,900	376,300	
104	302,600	378,700		104	301,400	377,300	
105	302,800	379,500		105	301,600	378,100	
106	303,100	380,400		106	302,000	379,000	
107	303,400	381,300		107	302,300	379,900	
108	303,600	382,200		108	302,500	380,900	
109	303,800	383,000		109	302,700	381,700	
110	304,000	384,000		110	302,900	382,700	
111	304,300	384,900		111	303,200	383,700	
112	304,600	385,800		112	303,500	384,700	
113	304,800	386,400		113	303,700	385,300	
114	305,000	387,300		114	303,900	386,200	
115	305,200	388,200		115	304,100	387,100	
116	305,500	389,100		116	304,400	388,000	
117	305,800	389,900		117	304,700	388,800	
118	306,000	390,600		118	305,000	389,500	

改 正 案					現 行				
119	306,300	391,400			119	305,300	390,300		
120	306,600	392,200			120	305,600	391,100		
121	306,800	392,800			121	305,800	391,700		
122	307,000	393,600			122	306,000	392,500		
123	307,200	394,300			123	306,200	393,200		
124	307,500	395,000			124	306,500	393,900		
125	307,800	395,600			125	306,800	394,500		
126		396,300			126		395,200		
127		396,800			127		395,700		
128		397,400			128		396,300		
129		398,100			129		397,000		
130		398,700			130		397,600		
131		399,200			131		398,100		
132		399,700			132		398,600		
133		400,000			133		398,900		
134		400,300			134		399,200		
135		400,600			135		399,500		
136		400,900			136		399,800		
137		401,200			137		400,100		
138		401,500			138		400,400		
139		401,800			139		400,700		
140		402,100			140		401,000		
141		402,400			141		401,300		
142		402,700			142		401,600		
143		403,000			143		401,900		
144		403,300			144		402,200		
145		403,500			145		402,400		
146		403,800			146		402,700		
147		404,100			147		403,000		
148		404,300			148		403,200		
149		404,500			149		403,400		
定年前再	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料	定年前再	基準給料	基準給料	基準給料	基準給料
任用短時	月額	月額	月額	月額	任用短時	月額	月額	月額	月額
間勤務職	円	円	円	円	間勤務職	円	円	円	円
員	226,200	272,100	325,500	406,600	員	225,200	271,100	324,400	405,200
備考					備考				
(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で					(1) この表は、教育委員会に勤務する職員で				

改正案	現行
<p><u>市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。</u></p> <p><u>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</u></p>	<p><u>市町村立の小学校又は中学校の校長、教頭又は教諭から任命されたものに適用する。</u></p> <p><u>(2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。</u></p>

(2) おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第2条関係

改正案	現行
<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第26条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合</p>

改正案	現行
<p>した額に<u>100分の97.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の46.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条の2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条の3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の受ける給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 略</p>	<p>計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の95、12月に支給する場合には100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の45、12月に支給する場合には100分の47.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 略</p> <p>(法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条の2 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の受ける給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条の3 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の受ける給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>2 略</p>

(3) おいらせ町職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第29条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手</p>	<p>(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 給与条例第29条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員、<u>(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)</u>のうち、基準日以前6箇月</p>

改正案	現行
当を支給する。	以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

5 議案第55号関係

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第1条関係

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

(2) おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例 新旧対照表(抜粋) 第2条関係

改 正 案	現 行
<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>(通勤手当、期末手当等)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項に規定する通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の支給方法については、おいらせ町一般職の職員の給与に関する条例(平成18年おいらせ町条例第43号。以下「給与条例」という。)の適用を受ける職員の例による。この場合において、給与条例第26条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とし、期末手当基礎額は、同条第4項及び第5項の規定にかかわらず、給料月額にその100分の20の割合を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

6 議案第56号関係

おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

(1) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第1条関係

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(2) おいらせ町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (抜粋) 第2条関係

改 正 案	現 行
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の165</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した議員にあっては、退職し、又は死亡した日現在)において、議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の20を超えない範囲内で町長が定める割合を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

7 議案第57号関係

おいらせ町職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>感染症等防疫作業手当</u></p> <p>(2) 待機手当</p> <p>(3) 診療手当</p> <p>(4) 手術手当</p> <p>(5) 夜間看護手当</p> <p>(6) 死体処理手当</p> <p><u>(感染症等防疫作業手当)</u></p> <p><u>第3条 感染症等防疫作業手当は、次に掲げる場合に支給する。</u></p> <p><u>(1) 職員が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項に定める感染症及び町長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、感染症の患者、疑似症患者若しくは無症状病原体保有者の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事したとき。</u></p> <p><u>(2) 職員が、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条に定める家畜伝染病（以下「家畜伝染病」という。）が発生し、又は発生するおそれのある場合において、家畜伝染病の病菌を有する家畜又は家畜伝染病の病菌を有する疑いのある家畜に対する防疫作業に従事したとき。</u></p> <p>2 前項に定める作業に従事し、支給される手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>600円の範囲内で規則で定める。</u></p> <p>附 則</p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>防疫等作業手当</u></p> <p>(2) 待機手当</p> <p>(3) 診療手当</p> <p>(4) 手術手当</p> <p>(5) 夜間看護手当</p> <p>(6) 死体処理手当</p> <p><u>(防疫等作業手当)</u></p> <p><u>第3条 防疫等作業手当は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項及び第3項に定める感染症並びに町長がこれらに相当すると認める感染症（以下「感染症」という。）の病原体に汚染されている区域又は汚染されるおそれのある区域において、感染症患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護又は当該病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業に従事する職員に支給する。</u></p> <p>2 前項に定める作業に従事し、支給される手当の額は、作業に従事した日1日につき <u>210円とする。</u></p> <p>附 則</p>

改正案	現行
<p>1・2 略</p> <p>(<u>感染症等防疫作業手当</u>の特例)</p> <p>3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（町長が定めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、<u>感染症等防疫作業手当</u>を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>	<p>1・2 略</p> <p>(<u>防疫等作業手当</u>の特例)</p> <p>3 職員が、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（町長が定めるものに限る。）をいう。）から住民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、町長が定めるものに従事したときは、<u>防疫等作業手当</u>を支給する。この場合において、第3条の規定は適用しない。</p>

8 議案第58号関係

おいらせ町甲洋・下田小学校区子育て世代定住助成金交付条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(条例の失効)</p> <p>2 この条例は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p>(条例の失効)</p> <p>2 この条例は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条から第8条の規定は、同日後もなおその効力を有する。</p>

9 議案第59号関係

おいらせ町国民健康保険税条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(特別徴収)</p> <p>第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号。<u>以下「令」という。</u>）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(特別徴収)</p> <p>第14条 当該年度の初日において、国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）である場合においては、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。<u>以下「施行規則」という。</u>）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)</p> <p>第18条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>2 略</p> <p><u>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</u></p> <p><u>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定</u></p>	<p>2 略</p>

改 正 案	現 行
<p><u>により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p><u>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</u></p> <p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名及び<u>個人番号</u>（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p> <p><u>（出産被保険者に係る届出）</u></p> <p><u>第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、</u></p>	<p>（国民健康保険税の減免）</p> <p>第24条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 納税義務者の住所、氏名及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>3 略</p> <p>（特例対象被保険者等に係る申告）</p> <p>第24条の3 略</p> <p>2 略</p>

改正案	現行
<p><u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p><u>(3) 出産の予定日</u></p> <p><u>(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p><u>(5) その他町長が必要と認める事項</u></p> <p><u>2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p><u>(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p><u>3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p><u>4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

10 議案第60号関係

おいらせ町印鑑条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する<u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。) <u>又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)</u>を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、登録者は、個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する<u>利用者証明用電子証明書</u>が記録されているものに限る。)を利用して、自ら多機能端末機(本町の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機であって、証明書を発行する機能を有するものをいう。)に必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p>

1 1 議案第 6 1 号関係

おいらせ町子ども医療費助成条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」とは、出生の日から小学校就学の始期に達するまでの者(以下「乳幼児」という。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。)及び小学校就学始期から<u>18歳に達する日以後</u>の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」という。)をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持しているものをいう。<u>ただし、子どもに保護者がいない場合は、当該子ども本人をいう。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>(助成対象額)</p> <p>第6条 子ども医療費助成対象額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する者の子ども医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する助成対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額とする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、「子ども」とは、出生の日から小学校就学の始期に達するまでの者(以下「乳幼児」という。ただし、学校教育法(昭和22年法律第26号)第18条の規定により就学義務の猶予又は免除を受けている者は除く。)及び小学校就学始期から<u>15歳に達する日後</u>の最初の3月31日までの間にある者(以下「児童」という。)をいう。</p> <p>2 この条例において「保護者」とは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条に規定する保護者で、現に子どもの生計を維持しているものをいう。</p> <p>3・4 略</p> <p>(助成対象額)</p> <p>第6条 子ども医療費助成対象額は、次の各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第3条第1号、第3号及び第4号に規定する者の子ども医療費の額は、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)により算定した額から、医療保険各法の規定により保険者が当該医療に関し負担すべき額及びその他医療に関する法令等の規定により国又は地方公共団体が負担した額(高額療養費及び高額介護合算療養費(以下「高額療養費等」という。)が世帯合算により算定された場合は、当該世帯の高額療養費等の支給の基礎となる額に対する助成対象者の一部負担金の率を高額療養費等に乗じて得た額及び当該保険者が支給すべき療養費附加給付金がある場合は、その額を含む。)を控除した額とする。</p>

改正案	現行
<p>(2) 第3条第2号に規定する者の子ども医療費の額は、乳幼児医療費給付条例第6条ただし書きにより給付対象額から控除された額とする。</p> <p>(子ども医療費の助成方法等)</p> <p>第7条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険各法の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合は、当該受給資格者に対し支払うものとする。</p> <p>3 第1項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支払があったものとみなす。</p>	<p>(2) 第3条第2号に規定する者の子ども医療費の額は、乳幼児医療費給付条例第6条ただし書きにより給付対象額から控除された額とする。</p> <p>(子ども医療費の助成方法等)</p> <p>第7条 子ども医療費は、子どもが医療の給付を受けた医療機関等の請求に基づき、青森県国民健康保険団体連合会又は青森県社会保険診療報酬支払基金を通じて医療機関等に支払うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、受給資格者が医療保険各法の規定に基づく一部負担金を医療機関等に支払った場合及び前条第3号に規定する子ども医療費は、当該受給資格者に対し支払うものとする。</p> <p>3 第1項の規定による支払があったときは、当該受給資格者に対し、子ども医療費の支払があったものとみなす。</p>

1 2 議案第6 2号関係

おいらせ町道路占用料徴収条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案				現 行			
別表 (第3条関係)				別表 (第3条関係)			
	占用物件	単位	占用料 (円)		占用物件	単位	占用料 (円)
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につ	480	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につ	420
	第2種電柱	き1年	730		第2種電柱	き1年	650
	第3種電柱		990		第3種電柱		880
	第1種電話柱		430		第1種電話柱		380
	第2種電話柱		680		第2種電話柱		610
	第3種電話柱		940		第3種電話柱		830
	その他の柱類		43		その他の柱類		38
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	4		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル	4
	地下に設ける電線	につき1年	3		地下に設ける電線	につき1年	2
	その他の線類	年			その他の線類	年	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420		路上に設ける変圧器	1個につき1年	370
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	230
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	850		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	760
	郵便差出箱及び信書便差出箱		360		郵便差出箱及び信書便差出箱		320
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	870		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	960
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	850		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第2号	外径が0.07メートル	長さ1メ	18	法第32条第2号	外径が0.07メートル	長さ1メ	16

改 正 案				現 行			
条第1	ル未満のもの	一トル		条第1	ル未満のもの	一トル	
項第2	外径が0.07メート	につき1	26	項第2	外径が0.07メート	につき1	23
号に掲	ル以上0.1メート	年		号に掲	ル以上0.1メート	年	
げる物	ル未満のもの			げる物	ル未満のもの		
件	外径が0.1メート		38	件	外径が0.1メート		34
	ル以上0.15メート				ル以上0.15メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.15メート		51		外径が0.15メート		45
	ル以上0.2メート				ル以上0.2メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.2メート		77		外径が0.2メート		68
	ル以上0.3メート				ル以上0.3メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.3メート		100		外径が0.3メート		91
	ル以上0.4メート				ル以上0.4メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.4メート		180		外径が0.4メート		160
	ル以上0.7メート				ル以上0.7メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が0.7メート		260		外径が0.7メート		230
	ル以上1.0メート				ル以上1.0メート		
	ル未満のもの				ル未満のもの		
	外径が1.0メート		510		外径が1.0メート		450
	ル以上のもの				ル以上のもの		
法第32	自 法第2	地下に	長さ1メ	法第32	自 法第2	地下に	長さ1メ
条第1	動 条第2	設ける	一トル	条第1	動 条第2	設ける	一トル
項第3	運 項第5	もの	につき1	項第3	運 項第5	もの	につき1
号に掲	行 号に規	その他	年	号に掲	行 号に規	その他	年
げる物	施 補 定する	のもの		げる物	施 補 定する	のもの	
設	助 自動運		9	設	助 自動運		8
	施 行装置				施 行装置		
	設 による				設 による		
	検知の				検知の		
	対象と				対象と		
	して設				して設		
	置する				置する		
	導線そ				導線そ		
	の他の				の他の		
	線類				線類		

改正案				現行			
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	680		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	610
	その他のもの	上空に設けるもの	430		その他のもの	上空に設けるもの	380
		地下に設けるもの	260			地下に設けるもの	230
	その他のもの		850		その他のもの		760
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	850	法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年	760
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額			階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額			階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路		430		上空に設ける通路		480
	地下に設ける通路		260		地下に設ける通路		290
	その他のもの		850		その他のもの		760
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	9	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1日	10
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1箇月	87		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1箇月	96
令第7条第1項	看板（ア）一斉であ	一時的に設ける	87	令第7条第1項	看板（ア）一斉であ	一時的に設ける	96
		表示面積1平方メートルにつき1年				表示面積1平方メートルにつき1年	

改正案					現行				
号に掲げる物件	るものを除く。)	るもの	メートルにつき1箇月		号に掲げる物件	るものを除く。)	るもの	メートルにつき1箇月	
		その他	表示面積1平方メートルにつき1年	870			その他	表示面積1平方メートルにつき1年	960
		標識	1本につき1年	680			標識	1本につき1年	610
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10	
			その他	1本につき1箇月			87	その他	1本につき1箇月
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10	
			その他	その面積1平方メートルにつき1箇月			87	その他	その面積1平方メートルにつき1箇月
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	870	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1箇月	960	
			その他				430	その他	
	令第7条第2号に掲げる工		占用面	850	令第7条第2号に掲げる工		占用面	760	

改正案				現行			
作物		積1平方		作物		積1平方	
令第7条第3号に掲げる施設	メートルにつき1年	メートルにつき1年	Aに0.031を乗じて得た額	令第7条第3号に掲げる施設	メートルにつき1年	メートルにつき1年	Aに0.033を乗じて得た額
	令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号 に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートル	87		令第7条第4号に掲げる工 事用施設及び同条第5号 に掲げる工事中材料	占用面積1平方メートル	96
	令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	メートルにつき1箇月	85		令第7条第6号に掲げる仮 設建築物及び同条第7号 に掲げる施設	メートルにつき1箇月	76
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	専用面積1平方メートル	Aに0.014を乗じて得た額	令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	専用面積1平方メートル	Aに0.019を乗じて得た額
	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	メートルにつき1年	Aに0.017を乗じて得た額		トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	メートルにつき1年	Aに0.023を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額
	その他のもの				その他のもの		
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル	Aに0.019を乗じて得た額	令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの	メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの	メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル	Aに0.022を乗じて得た額	令第7条第10号に掲げる施設	建築物	占用面積1平方メートル	Aに0.023を乗じて得た額
	その他のもの	メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額		その他のもの	メートルにつき1年	Aに0.013を乗じて得た額

改正案				現行			
設及び 自動車 駐車場		き1年		設及び 自動車 駐車場		き1年	
令第7 条第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積1平方 メートル につき 1年	Aに0.019を乗 じて得た額 Aに0.022を乗 じて得た額 Aに0.031を乗 じて得た額	令第7 条第11 号に掲 げる応 急仮設 建築物	トンネルの上又は 高架の道路の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積1平方 メートル につき 1年	Aに0.019を乗 じて得た額 Aに0.023を乗 じて得た額 Aに0.033を乗 じて得た額
令第7条第12号に掲げる 器具		占用面 積1平方 メートル につき 1年	Aに0.025を乗 じて得た額	令第7条第12号に掲げる 器具		占用面 積1平方 メートル につき 1年	Aに0.033を乗 じて得た額
令第7 条第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路（高架のもの に限る。）の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積1平方 メートル につき 1年	Aに0.019を乗 じて得た額 Aに0.022を乗 じて得た額 Aに0.031を乗 じて得た額	令第7 条第13 号に掲 げる施 設	トンネルの上又は 高速自動車国道若 しくは自動車専用 道路（高架のもの に限る。）の路面 下に設けるもの 上空に設けるもの その他のもの	占用面 積1平方 メートル につき 1年	Aに0.019を乗 じて得た額 Aに0.023を乗 じて得た額 Aに0.033を乗 じて得た額
令第7条第14号に掲げる 施設			Aに0.031を乗 じて得た額				
備考 1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第47 9号）をいう。 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置さ れる変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条 以下の電線（当該電柱を設置する者が設置 するものに限る。以下この項において同 じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、 電柱のうち4条又は5条の電線を支持するも のを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上 の電線を支持するものをいうものとする。				備考 1 令とは、道路法施行令（昭和27年政令第47 9号）をいう。 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置さ れる変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条 以下の電線（当該電柱を設置する者が設置 するものに限る。以下この項において同 じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、 電柱のうち4条又は5条の電線を支持するも のを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上 の電線を支持するものをいうものとする。			

改正案	現行
<p>3 <u>第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、</u> <u>第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>4 <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p> <p>5 <u>表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</u></p> <p>6 <u>Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により当町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。</u></p> <p>7 <u>表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。</u></p>	<p>3 <u>第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、</u> <u>第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。</u></p> <p>4 <u>共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。</u></p> <p>5 <u>表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。</u></p> <p>6 <u>Aは、近傍類似の土地の地方税法（昭和25年法律第226号）第380条の規定により当町に備え付けられた固定資産課税台帳に登録された価格を表すものとする。</u></p> <p>7 <u>表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、0.01平方メートル又は0.01メートルとして計算するものとする。</u></p>